

令和8年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助事業の手引き

1 受付期間

令和8年6月1日（月）～令和9年3月20日（金）（消印有効）

補助対象となる設備を新規に設置した後、申請書等を提出してください。

※予算額に達した時点で受付を終了します。

（予算額及び申請状況等は、前橋市のホームページでご確認ください。）

2 補助対象者

次の全ての要件を満たす個人

- (1) 自ら居住し、住民登録がなされている前橋市内の住宅（事業兼用住宅を含む。）において、令和8年4月1日（水）～令和9年3月20日（金）の間に、補助対象となる設備を新規に購入・設置し、受付期間内に申請書類を提出することができること。
 - ※保証書記載の引き渡し日が令和8年4月1日以降であれば対象となります。
 - ※中古品や転売品の設置、設備の更新や増設については、補助対象外です。
 - ※賃貸住宅（アパート等）に設置した場合、別荘等の継続的に使用すると認められない建物に設置した場合については、補助対象外です。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 市内事業者（前橋市内に本店・支店・営業所等を有する者）が、対象設備の購入、又は設置工事の相手方であること。

3 補助対象設備の概要及び補助要件

(1) 給湯機

①太陽光発電連携型給湯機

「おひさまエコキュート」「太陽光発電（PV）活用モード搭載の ECO ONE」等の、太陽光発電設備を利用してお湯を沸かす機能を有する給湯機

<要件>

- ・太陽光発電設備と接続していること。
- ・原則として、太陽光発電設備からの発電電力を使用すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/ecocute.html>
<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/hybrid.html>）

※「おひさまエコキュート」は、関西電力株式会社の登録商標です。

※「ECO ONE」は、リンナイ株式会社の登録商標です。

②家庭用燃料電池コージェネレーション（通称：エネファーム）

都市ガスやLPガスを利用して発電し、その排熱を利用してお湯を沸かし貯湯するシステム

<要件>

- ・当該設備で発電した電気については、優先的に自家消費すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/enefarm.html>）

※「エネファーム」は、東京ガス株式会社、大阪ガス株式会社、ENEOS株式会社の登録商標です。

（2）定置用蓄電池設備

正極と負極の間をリチウムイオンが移動することで充電や放電を行う二次電池

<要件>

- ・自ら設置する再生可能エネルギー（太陽光等）発電設備との接続による充放電に使用すること。
- ・国の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業」の対象として一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://zehweb.jp/registration/battery/>）

（3）太陽光発電設備

太陽の光を受けることで電気を発電するパネルを、屋根などに設置し、発電する設備

<要件>

- ・自らが居住する住宅への設置であるもの。
- ・発電出力が1kW以上10kW未満のもの。
- ・発電される電力を優先的に自家消費すること。
- ・日本産業規格等に適合したもの。

※固定価格買取制度の適用有無は不問

4 補助対象設備及び補助金額

	補助対象設備	交付金額
1	(1) 太陽光発電連携型給湯機 (2) 燃料電池コージェネレーション	50,000円
2	定置用蓄電池設備	蓄電容量1kWhあたり10,000円 (上限50,000円)
3	太陽光発電設備	30,000円

※過去に本補助金の交付を受けた設備を再度申請することはできません。

※定置用蓄電池設備の蓄電容量は、小数点第二位以下を切捨てて計算してください。

(例) 蓄電容量 3.24 kWh の定置用蓄電池設備を設置する場合

補助金額 = 3.2 kWh (小数点第二位切捨て) × 10,000 円 = 32,000 円

5 手続きの流れ

	申請者	前橋市
1	申請期間内に申請書類を提出 (窓口、郵送、メール) ※申請に必要な書類は「6 申請に必要なもの」 をご確認ください。	受付・審査
2	「交付決定通知書兼確定通知書」到着	受理した日から 2週間以内 に交付決定及び確定
3	「請求書」を提出 ※請求書については「7 請求に必要なもの」 をご確認ください。	受理
4	補助金の受け取り	受理した日から 1か月以内 に補助金の支払

6 申請に必要なもの

	提出書類	備 考
1	交付申請書兼実績報告書兼誓約書 (様式第1号)	記入例を参考にしてください。
2	補助事業内容説明書 (様式第2号)	記入例を参考にしてください。
3	製品仕様書	性能基準(定置型蓄電池設備の場合は蓄電容量等)が確認できるもの ※仕様、規格等がわかるカタログやHPを印刷したもの等
4	補助対象設備の支払を証明する書類の写し(領収書等)	申請者氏名及び設備の名称等が明記されていて購入先がわかるもの
5	補助対象設備の設置を証明する書類の写し(保証書等)	設備の型番、製造番号、保証期間、引渡日、申請者氏名、住所等が明記されているもの
6	設置の完了を証明する写真 (カラー)	申請する全ての設備の写真が必要です。
7	完納証明書(前橋市の市税に未納額のない証明) ※発行から3か月以内のもの	市税証明発行窓口において請求してください。 ※市県民税の納税証明書などではありませんので注意してください。
8	再生エネルギー発電設備が設置してあることがわかる書類	太陽光連携型給湯機、または定置用蓄電池の申請をする場合にのみ、提出 【例】 ・接続契約のご案内や購入電力量のお知らせなど(発電設備

		の所有者、設置場所、発電容量等の記載があるもの) ・上記の書類がない場合には、再エネ発電設備の設置が確認できるカラー写真を提出してください。
9	その他市長が必要と認める書類	

7 請求に必要なもの

	提出書類	備 考
1	補助金交付請求書 (様式第5号)	記入例を参考にしてください。

8 補助金の交付決定がされても交付取消となる場合

- ・偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- ・要項、交付決定の内容等の条件に違反したとき。

9 その他注意事項

- ・全ての書類に記載されている氏名及び住所は、全て同一を原則とします。
ただし、再エネ発電設備の設置が確認できる書類については、住所が同一であれば補助金を受けることができます。

令和8年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助事業の手引き

1 受付期間

令和8年6月1日（月）～令和9年3月20日（金）（消印有効）

補助対象となる設備を新規に設置した後、申請書等を提出してください。

※予算額に達した時点で受付を終了します。

（予算額及び申請状況等は、前橋市のホームページでご確認ください。）

2 補助対象者

次の全ての要件を満たす個人

- (1) 自ら居住し、住民登録がなされている前橋市内の住宅（事業兼用住宅を含む。）において、令和8年4月1日（水）～令和9年3月20日（金）の間に、補助対象となる設備を新規に購入・設置し、受付期間内に申請書類を提出することができること。
 - ※保証書記載の引き渡し日が令和8年4月1日以降であれば対象となります。
 - ※中古品や転売品の設置、設備の更新や増設については、補助対象外です。
 - ※賃貸住宅（アパート等）に設置した場合、別荘等の継続的に使用すると認められない建物に設置した場合については、補助対象外です。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 市内事業者（前橋市内に本店・支店・営業所等を有する者）が、対象設備の購入、又は設置工事の相手方であること。

3 補助対象設備の概要及び補助要件

(1) 給湯機

①太陽光発電連携型給湯機

「おひさまエコキュート」「太陽光発電（PV）活用モード搭載の ECO ONE」等の、太陽光発電設備を利用してお湯を沸かす機能を有する給湯機

<要件>

- ・太陽光発電設備と接続していること。
- ・原則として、太陽光発電設備からの発電電力を使用すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/ecocute.html>
<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/hybrid.html>）

※「おひさまエコキュート」は、関西電力株式会社の登録商標です。

※「ECO ONE」は、リンナイ株式会社の登録商標です。

②家庭用燃料電池コージェネレーション（通称：エネファーム）

都市ガスやL P ガスを利用して発電し、その排熱を利用してお湯を沸かし貯湯するシステム

<要件>

- ・当該設備で発電した電気については、優先的に自家消費すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/enefarm.html>）

※「エネファーム」は、東京ガス株式会社、大阪ガス株式会社、ENEOS 株式会社の登録商標です。

（2）定置用蓄電池設備

正極と負極の間をリチウムイオンが移動することで充電や放電を行う二次電池

<要件>

- ・自ら設置する再生可能エネルギー（太陽光等）発電設備との接続による充放電に使用すること。
- ・国の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）化による住宅における低炭素化促進事業」の対象として一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://zehweb.jp/registration/battery/>）

（3）太陽光発電設備

太陽の光を受けることで電気を発電するパネルを、屋根などに設置し、発電する設備

<要件>

- ・自らが居住する住宅への設置であるもの。
- ・発電出力が1 k W以上10 k W未満のもの。
- ・発電される電力を優先的に自家消費すること。
- ・日本産業規格等に適合したもの。

※固定価格買取制度の適用有無は不問

4 補助対象設備及び補助金額

	補助対象設備	交付金額
1	(1) 太陽光発電連携型給湯機 (2) 燃料電池コージェネレーション	50,000円
2	定置用蓄電池設備	蓄電容量1 kWhあたり10,000円 (上限50,000円)
3	太陽光発電設備	30,000円

※過去に本補助金の交付を受けた設備を再度申請することはできません。

※定置用蓄電池設備の蓄電容量は、小数点第二位以下を切捨てて計算してください。

(例) 蓄電容量 3.24 kWh の定置用蓄電池設備を設置する場合

補助金額 = 3.2 kWh (小数点第二位切捨て) × 10,000 円 = 32,000 円

5 手続きの流れ

	申請者	前橋市
1	申請期間内に申請書類を提出 (窓口、郵送、メール) ※申請に必要な書類は「6 申請に必要なもの」 をご確認ください。	受付・審査
2	「交付決定通知書兼確定通知書」到着	受理した日から 2週間以内 に交付決定及び確定
3	「請求書」を提出 ※請求書については「7 請求に必要なもの」 をご確認ください。	受理
4	補助金の受け取り	受理した日から 1か月以内 に補助金の支払

6 申請に必要なもの

	提出書類	備 考
1	交付申請書兼実績報告書兼誓約書 (様式第1号)	記入例を参考にしてください。
2	補助事業内容説明書 (様式第2号)	記入例を参考にしてください。
3	製品仕様書	性能基準(定置型蓄電池設備の場合は蓄電容量等)が確認できるもの ※仕様、規格等がわかるカタログやHPを印刷したもの等
4	補助対象設備の支払を証明する書類の写し(領収書等)	申請者氏名及び設備の名称等が明記されていて購入先がわかるもの
5	補助対象設備の設置を証明する書類の写し(保証書等)	設備の型番、製造番号、保証期間、引渡日、申請者氏名、住所等が明記されているもの
6	設置の完了を証明する写真 (カラー)	申請する全ての設備の写真が必要です。
7	完納証明書(前橋市の市税に未納額のない証明) ※発行から3か月以内のもの	市税証明発行窓口において請求してください。 ※市県民税の納税証明書などではありませんので注意してください。
8	再生エネルギー発電設備が設置してあることがわかる書類	太陽光連携型給湯機、または定置用蓄電池の申請をする場合にのみ、提出 【例】 ・接続契約のご案内や購入電力量のお知らせなど(発電設備

		の所有者、設置場所、発電容量等の記載があるもの) ・上記の書類がない場合には、再エネ発電設備の設置が確認できるカラー写真を提出してください。
9	その他市長が必要と認める書類	

7 請求に必要なもの

	提出書類	備 考
1	補助金交付請求書 (様式第5号)	記入例を参考にしてください。

8 補助金の交付決定がされても交付取消となる場合

- ・偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- ・要項、交付決定の内容等の条件に違反したとき。

9 その他注意事項

- ・全ての書類に記載されている氏名及び住所は、全て同一を原則とします。
ただし、再エネ発電設備の設置が確認できる書類については、住所が同一であれば補助金を受けることができます。

令和8年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助事業の手引き

1 受付期間

令和8年6月1日（月）～令和9年3月20日（金）（消印有効）

補助対象となる設備を新規に設置した後、申請書等を提出してください。

※予算額に達した時点で受付を終了します。

（予算額及び申請状況等は、前橋市のホームページでご確認ください。）

2 補助対象者

次の全ての要件を満たす個人

- (1) 自ら居住し、住民登録がなされている前橋市内の住宅（事業兼用住宅を含む。）において、令和8年4月1日（水）～令和9年3月20日（金）の間に、補助対象となる設備を新規に購入・設置し、受付期間内に申請書類を提出することができること。
※保証書記載の引き渡し日が令和8年4月1日以降であれば対象となります。
※中古品や転売品の設置、設備の更新や増設については、補助対象外です。
※賃貸住宅（アパート等）に設置した場合、別荘等の継続的に使用すると認められない建物に設置した場合については、補助対象外です。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 市内事業者（前橋市内に本店・支店・営業所等を有する者）が、対象設備の購入、又は設置工事の相手方であること。

3 補助対象設備の概要及び補助要件

(1) 給湯機

①太陽光発電連携型給湯機

「おひさまエコキュート」「太陽光発電（PV）活用モード搭載の ECO ONE」等の、太陽光発電設備を利用してお湯を沸かす機能を有する給湯機

<要件>

- ・太陽光発電設備と接続していること。
- ・原則として、太陽光発電設備からの発電電力を使用すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/ecocute.html>
<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/hybrid.html>）

※「おひさまエコキュート」は、関西電力株式会社の登録商標です。

※「ECO ONE」は、リンナイ株式会社の登録商標です。

②家庭用燃料電池コージェネレーション（通称：エネファーム）

都市ガスやLPガスを利用して発電し、その排熱を利用してお湯を沸かし貯湯するシステム

<要件>

- ・当該設備で発電した電気については、優先的に自家消費すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/enefarm.html>）

※「エネファーム」は、東京ガス株式会社、大阪ガス株式会社、ENEOS 株式会社の登録商標です。

（2）定置用蓄電池設備

正極と負極の間をリチウムイオンが移動することで充電や放電を行う二次電池

<要件>

- ・自ら設置する再生可能エネルギー（太陽光等）発電設備との接続による充放電に使用すること。
- ・国の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業」の対象として一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://zehweb.jp/registration/battery/>）

（3）太陽光発電設備

太陽の光を受けることで電気を発電するパネルを、屋根などに設置し、発電する設備

<要件>

- ・自らが居住する住宅への設置であるもの。
- ・発電出力が1kW以上10kW未満のもの。
- ・発電される電力を優先的に自家消費すること。
- ・日本産業規格等に適合したもの。

※固定価格買取制度の適用有無は不問

4 補助対象設備及び補助金額

	補助対象設備	交付金額
1	(1) 太陽光発電連携型給湯機 (2) 燃料電池コージェネレーション	50,000円
2	定置用蓄電池設備	蓄電容量1kWhあたり10,000円 (上限50,000円)
3	太陽光発電設備	30,000円

※過去に本補助金の交付を受けた設備を再度申請することはできません。

※定置用蓄電池設備の蓄電容量は、小数点第二位以下を切捨てて計算してください。

(例) 蓄電容量 3.24 kWh の定置用蓄電池設備を設置する場合

補助金額 = 3.2 kWh (小数点第二位切捨て) × 10,000 円 = 32,000 円

5 手続きの流れ

	申請者	前橋市
1	申請期間内に申請書類を提出 (窓口、郵送、メール) ※申請に必要な書類は「6 申請に必要なもの」 をご確認ください。	受付・審査
2	「交付決定通知書兼確定通知書」到着	受理した日から 2週間以内 に交付決定及び確定
3	「請求書」を提出 ※請求書については「7 請求に必要なもの」 をご確認ください。	受理
4	補助金の受け取り	受理した日から 1か月以内 に補助金の支払

6 申請に必要なもの

	提出書類	備 考
1	交付申請書兼実績報告書兼誓約書 (様式第1号)	記入例を参考にしてください。
2	補助事業内容説明書 (様式第2号)	記入例を参考にしてください。
3	製品仕様書	性能基準(定置型蓄電池設備の場合は蓄電容量等)が確認できるもの ※仕様、規格等がわかるカタログやHPを印刷したもの等
4	補助対象設備の支払を証明する書類の写し(領収書等)	申請者氏名及び設備の名称等が明記されていて購入先がわかるもの
5	補助対象設備の設置を証明する書類の写し(保証書等)	設備の型番、製造番号、保証期間、引渡日、申請者氏名、住所等が明記されているもの
6	設置の完了を証明する写真 (カラー)	申請する全ての設備の写真が必要です。
7	完納証明書(前橋市の市税に未納額のない証明) ※発行から3か月以内のもの	市税証明発行窓口において請求してください。 ※市県民税の納税証明書などではありませんので注意してください。
8	再生エネルギー発電設備が設置してあることがわかる書類	太陽光連携型給湯機、または定置用蓄電池の申請をする場合にのみ、提出 【例】 ・接続契約のご案内や購入電力量のお知らせなど(発電設備

		の所有者、設置場所、発電容量等の記載があるもの) ・上記の書類がない場合には、再エネ発電設備の設置が確認できるカラー写真を提出してください。
9	その他市長が必要と認める書類	

7 請求に必要なもの

	提出書類	備 考
1	補助金交付請求書 (様式第5号)	記入例を参考にしてください。

8 補助金の交付決定がされても交付取消となる場合

- ・偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- ・要項、交付決定の内容等の条件に違反したとき。

9 その他注意事項

- ・全ての書類に記載されている氏名及び住所は、全て同一を原則とします。
ただし、再エネ発電設備の設置が確認できる書類については、住所が同一であれば補助金を受けることができます。

令和8年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助事業の手引き

1 受付期間

令和8年6月1日（月）～令和9年3月20日（金）（消印有効）

補助対象となる設備を新規に設置した後、申請書等を提出してください。

※予算額に達した時点で受付を終了します。

（予算額及び申請状況等は、前橋市のホームページでご確認ください。）

2 補助対象者

次の全ての要件を満たす個人

- (1) 自ら居住し、住民登録がなされている前橋市内の住宅（事業兼用住宅を含む。）において、令和8年4月1日（水）～令和9年3月20日（金）の間に、補助対象となる設備を新規に購入・設置し、受付期間内に申請書類を提出することができること。
※保証書記載の引き渡し日が令和8年4月1日以降であれば対象となります。
※中古品や転売品の設置、設備の更新や増設については、補助対象外です。
※賃貸住宅（アパート等）に設置した場合、別荘等の継続的に使用すると認められない建物に設置した場合については、補助対象外です。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 市内事業者（前橋市内に本店・支店・営業所等を有する者）が、対象設備の購入、又は設置工事の相手方であること。

3 補助対象設備の概要及び補助要件

(1) 給湯機

①太陽光発電連携型給湯機

「おひさまエコキュート」「太陽光発電（PV）活用モード搭載の ECO ONE」等の、太陽光発電設備を利用してお湯を沸かす機能を有する給湯機

<要件>

- ・太陽光発電設備と接続していること。
- ・原則として、太陽光発電設備からの発電電力を使用すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/ecocute.html>
<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/hybrid.html>）

※「おひさまエコキュート」は、関西電力株式会社の登録商標です。

※「ECO ONE」は、リンナイ株式会社の登録商標です。

②家庭用燃料電池コージェネレーション（通称：エネファーム）

都市ガスやLPガスを利用して発電し、その排熱を利用してお湯を沸かし貯湯するシステム

<要件>

- ・当該設備で発電した電気については、優先的に自家消費すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/enefarm.html>）

※「エネファーム」は、東京ガス株式会社、大阪ガス株式会社、ENEOS株式会社の登録商標です。

（2）定置用蓄電池設備

正極と負極の間をリチウムイオンが移動することで充電や放電を行う二次電池

<要件>

- ・自ら設置する再生可能エネルギー（太陽光等）発電設備との接続による充放電に使用すること。
- ・国の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業」の対象として一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://zehweb.jp/registration/battery/>）

（3）太陽光発電設備

太陽の光を受けることで電気を発電するパネルを、屋根などに設置し、発電する設備

<要件>

- ・自らが居住する住宅への設置であるもの。
- ・発電出力が1kW以上10kW未満のもの。
- ・発電される電力を優先的に自家消費すること。
- ・日本産業規格等に適合したもの。

※固定価格買取制度の適用有無は不問

4 補助対象設備及び補助金額

	補助対象設備	交付金額
1	(1) 太陽光発電連携型給湯機 (2) 燃料電池コージェネレーション	50,000円
2	定置用蓄電池設備	蓄電容量1kWhあたり10,000円 (上限50,000円)
3	太陽光発電設備	30,000円

※過去に本補助金の交付を受けた設備を再度申請することはできません。

※定置用蓄電池設備の蓄電容量は、小数点第二位以下を切捨てて計算してください。

(例) 蓄電容量 3.24 kWh の定置用蓄電池設備を設置する場合

補助金額 = 3.2 kWh (小数点第二位切捨て) × 10,000 円 = 32,000 円

5 手続きの流れ

	申請者	前橋市
1	申請期間内に申請書類を提出 (窓口、郵送、メール) ※申請に必要な書類は「6 申請に必要なもの」 をご確認ください。	受付・審査
2	「交付決定通知書兼確定通知書」到着	受理した日から 2週間以内 に交付決定及び確定
3	「請求書」を提出 ※請求書については「7 請求に必要なもの」 をご確認ください。	受理
4	補助金の受け取り	受理した日から 1か月以内 に補助金の支払

6 申請に必要なもの

	提出書類	備 考
1	交付申請書兼実績報告書兼誓約書 (様式第1号)	記入例を参考にしてください。
2	補助事業内容説明書 (様式第2号)	記入例を参考にしてください。
3	製品仕様書	性能基準(定置型蓄電池設備の場合は蓄電容量等)が確認できるもの ※仕様、規格等がわかるカタログやHPを印刷したもの等
4	補助対象設備の支払を証明する書類の写し(領収書等)	申請者氏名及び設備の名称等が明記されていて購入先がわかるもの
5	補助対象設備の設置を証明する書類の写し(保証書等)	設備の型番、製造番号、保証期間、引渡日、申請者氏名、住所等が明記されているもの
6	設置の完了を証明する写真 (カラー)	申請する全ての設備の写真が必要です。
7	完納証明書(前橋市の市税に未納額のない証明) ※発行から3か月以内のもの	市税証明発行窓口において請求してください。 ※市県民税の納税証明書などではありませんので注意してください。
8	再生エネルギー発電設備が設置してあることがわかる書類	太陽光連携型給湯機、または定置用蓄電池の申請をする場合にのみ、提出 【例】 ・接続契約のご案内や購入電力量のお知らせなど(発電設備

		の所有者、設置場所、発電容量等の記載があるもの) ・上記の書類がない場合には、再エネ発電設備の設置が確認できるカラー写真を提出してください。
9	その他市長が必要と認める書類	

7 請求に必要なもの

	提出書類	備 考
1	補助金交付請求書 (様式第5号)	記入例を参考にしてください。

8 補助金の交付決定がされても交付取消となる場合

- ・偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- ・要項、交付決定の内容等の条件に違反したとき。

9 その他注意事項

- ・全ての書類に記載されている氏名及び住所は、全て同一を原則とします。
ただし、再エネ発電設備の設置が確認できる書類については、住所が同一であれば補助金を受けることができます。

令和8年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助事業の手引き

1 受付期間

令和8年6月1日（月）～令和9年3月20日（金）（消印有効）

補助対象となる設備を新規に設置した後、申請書等を提出してください。

※予算額に達した時点で受付を終了します。

（予算額及び申請状況等は、前橋市のホームページでご確認ください。）

2 補助対象者

次の全ての要件を満たす個人

- (1) 自ら居住し、住民登録がなされている前橋市内の住宅（事業兼用住宅を含む。）において、令和8年4月1日（水）～令和9年3月20日（金）の間に、補助対象となる設備を新規に購入・設置し、受付期間内に申請書類を提出することができること。
※保証書記載の引き渡し日が令和8年4月1日以降であれば対象となります。
※中古品や転売品の設置、設備の更新や増設については、補助対象外です。
※賃貸住宅（アパート等）に設置した場合、別荘等の継続的に使用すると認められない建物に設置した場合については、補助対象外です。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 市内事業者（前橋市内に本店・支店・営業所等を有する者）が、対象設備の購入、又は設置工事の相手方であること。

3 補助対象設備の概要及び補助要件

(1) 給湯機

①太陽光発電連携型給湯機

「おひさまエコキュート」「太陽光発電（PV）活用モード搭載の ECO ONE」等の、太陽光発電設備を利用してお湯を沸かす機能を有する給湯機

<要件>

- ・太陽光発電設備と接続していること。
- ・原則として、太陽光発電設備からの発電電力を使用すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/ecocute.html>
<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/hybrid.html>）

※「おひさまエコキュート」は、関西電力株式会社の登録商標です。

※「ECO ONE」は、リンナイ株式会社の登録商標です。

②家庭用燃料電池コージェネレーション（通称：エネファーム）

都市ガスやLPガスを利用して発電し、その排熱を利用してお湯を沸かし貯湯するシステム

<要件>

- ・当該設備で発電した電気については、優先的に自家消費すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/enefarm.html>）

※「エネファーム」は、東京ガス株式会社、大阪ガス株式会社、ENEOS株式会社の登録商標です。

（2）定置用蓄電池設備

正極と負極の間をリチウムイオンが移動することで充電や放電を行う二次電池

<要件>

- ・自ら設置する再生可能エネルギー（太陽光等）発電設備との接続による充放電に使用すること。
- ・国の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業」の対象として一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://zehweb.jp/registration/battery/>）

（3）太陽光発電設備

太陽の光を受けることで電気を発電するパネルを、屋根などに設置し、発電する設備

<要件>

- ・自らが居住する住宅への設置であるもの。
- ・発電出力が1kW以上10kW未満のもの。
- ・発電される電力を優先的に自家消費すること。
- ・日本産業規格等に適合したもの。

※固定価格買取制度の適用有無は不問

4 補助対象設備及び補助金額

	補助対象設備	交付金額
1	(1) 太陽光発電連携型給湯機 (2) 燃料電池コージェネレーション	50,000円
2	定置用蓄電池設備	蓄電容量1kWhあたり10,000円 (上限50,000円)
3	太陽光発電設備	30,000円

※過去に本補助金の交付を受けた設備を再度申請することはできません。

※定置用蓄電池設備の蓄電容量は、小数点第二位以下を切捨てて計算してください。

(例) 蓄電容量 3.24 kWh の定置用蓄電池設備を設置する場合

補助金額 = 3.2 kWh (小数点第二位切捨て) × 10,000 円 = 32,000 円

5 手続きの流れ

	申請者	前橋市
1	申請期間内に申請書類を提出 (窓口、郵送、メール) ※申請に必要な書類は「6 申請に必要なもの」 をご確認ください。	受付・審査
2	「交付決定通知書兼確定通知書」到着	受理した日から 2週間以内 に交付決定及び確定
3	「請求書」を提出 ※請求書については「7 請求に必要なもの」 をご確認ください。	受理
4	補助金の受け取り	受理した日から 1か月以内 に補助金の支払

6 申請に必要なもの

	提出書類	備 考
1	交付申請書兼実績報告書兼誓約書 (様式第1号)	記入例を参考にしてください。
2	補助事業内容説明書 (様式第2号)	記入例を参考にしてください。
3	製品仕様書	性能基準(定置型蓄電池設備の場合は蓄電容量等)が確認できるもの ※仕様、規格等がわかるカタログやHPを印刷したもの等
4	補助対象設備の支払を証明する書類の写し(領収書等)	申請者氏名及び設備の名称等が明記されていて購入先がわかるもの
5	補助対象設備の設置を証明する書類の写し(保証書等)	設備の型番、製造番号、保証期間、引渡日、申請者氏名、住所等が明記されているもの
6	設置の完了を証明する写真 (カラー)	申請する全ての設備の写真が必要です。
7	完納証明書(前橋市の市税に未納額のない証明) ※発行から3か月以内のもの	市税証明発行窓口において請求してください。 ※市県民税の納税証明書などではありませんので注意してください。
8	再生エネルギー発電設備が設置してあることがわかる書類	太陽光連携型給湯機、または定置用蓄電池の申請をする場合にのみ、提出 【例】 ・接続契約のご案内や購入電力量のお知らせなど(発電設備

		の所有者、設置場所、発電容量等の記載があるもの) ・上記の書類がない場合には、再エネ発電設備の設置が確認できるカラー写真を提出してください。
9	その他市長が必要と認める書類	

7 請求に必要なもの

	提出書類	備 考
1	補助金交付請求書 (様式第5号)	記入例を参考にしてください。

8 補助金の交付決定がされても交付取消となる場合

- ・偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- ・要項、交付決定の内容等の条件に違反したとき。

9 その他注意事項

- ・全ての書類に記載されている氏名及び住所は、全て同一を原則とします。
ただし、再エネ発電設備の設置が確認できる書類については、住所が同一であれば補助金を受けることができます。

令和8年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助事業の手引き

1 受付期間

令和8年6月1日（月）～令和9年3月20日（金）（消印有効）

補助対象となる設備を新規に設置した後、申請書等を提出してください。

※予算額に達した時点で受付を終了します。

（予算額及び申請状況等は、前橋市のホームページでご確認ください。）

2 補助対象者

次の全ての要件を満たす個人

- (1) 自ら居住し、住民登録がなされている前橋市内の住宅（事業兼用住宅を含む。）において、令和8年4月1日（水）～令和9年3月20日（金）の間に、補助対象となる設備を新規に購入・設置し、受付期間内に申請書類を提出することができること。
※保証書記載の引き渡し日が令和8年4月1日以降であれば対象となります。
※中古品や転売品の設置、設備の更新や増設については、補助対象外です。
※賃貸住宅（アパート等）に設置した場合、別荘等の継続的に使用すると認められない建物に設置した場合については、補助対象外です。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 市内事業者（前橋市内に本店・支店・営業所等を有する者）が、対象設備の購入、又は設置工事の相手方であること。

3 補助対象設備の概要及び補助要件

(1) 給湯機

①太陽光発電連携型給湯機

「おひさまエコキュート」「太陽光発電（PV）活用モード搭載の ECO ONE」等の、太陽光発電設備を利用してお湯を沸かす機能を有する給湯機

<要件>

- ・太陽光発電設備と接続していること。
- ・原則として、太陽光発電設備からの発電電力を使用すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/ecocute.html>
<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/hybrid.html>）

※「おひさまエコキュート」は、関西電力株式会社の登録商標です。

※「ECO ONE」は、リンナイ株式会社の登録商標です。

②家庭用燃料電池コージェネレーション（通称：エネファーム）

都市ガスやLPガスを利用して発電し、その排熱を利用してお湯を沸かし貯湯するシステム

<要件>

- ・当該設備で発電した電気については、優先的に自家消費すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/enefarm.html>）

※「エネファーム」は、東京ガス株式会社、大阪ガス株式会社、ENEOS 株式会社の登録商標です。

（2）定置用蓄電池設備

正極と負極の間をリチウムイオンが移動することで充電や放電を行う二次電池

<要件>

- ・自ら設置する再生可能エネルギー（太陽光等）発電設備との接続による充放電に使用すること。
- ・国の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業」の対象として一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://zehweb.jp/registration/battery/>）

（3）太陽光発電設備

太陽の光を受けることで電気を発電するパネルを、屋根などに設置し、発電する設備

<要件>

- ・自らが居住する住宅への設置であるもの。
- ・発電出力が1kW以上10kW未満のもの。
- ・発電される電力を優先的に自家消費すること。
- ・日本産業規格等に適合したもの。

※固定価格買取制度の適用有無は不問

4 補助対象設備及び補助金額

	補助対象設備	交付金額
1	(1) 太陽光発電連携型給湯機 (2) 燃料電池コージェネレーション	50,000円
2	定置用蓄電池設備	蓄電容量1kWhあたり10,000円 (上限50,000円)
3	太陽光発電設備	30,000円

※過去に本補助金の交付を受けた設備を再度申請することはできません。

※定置用蓄電池設備の蓄電容量は、小数点第二位以下を切捨てて計算してください。

(例) 蓄電容量 3.24 kWh の定置用蓄電池設備を設置する場合

補助金額 = 3.2 kWh (小数点第二位切捨て) × 10,000 円 = 32,000 円

5 手続きの流れ

	申請者	前橋市
1	申請期間内に申請書類を提出 (窓口、郵送、メール) ※申請に必要な書類は「6 申請に必要なもの」 をご確認ください。	受付・審査
2	「交付決定通知書兼確定通知書」到着	受理した日から 2週間以内 に交付決定及び確定
3	「請求書」を提出 ※請求書については「7 請求に必要なもの」 をご確認ください。	受理
4	補助金の受け取り	受理した日から 1か月以内 に補助金の支払

6 申請に必要なもの

	提出書類	備 考
1	交付申請書兼実績報告書兼誓約書 (様式第1号)	記入例を参考にしてください。
2	補助事業内容説明書 (様式第2号)	記入例を参考にしてください。
3	製品仕様書	性能基準(定置型蓄電池設備の場合は蓄電容量等)が確認できるもの ※仕様、規格等がわかるカタログやHPを印刷したもの等
4	補助対象設備の支払を証明する書類の写し(領収書等)	申請者氏名及び設備の名称等が明記されていて購入先がわかるもの
5	補助対象設備の設置を証明する書類の写し(保証書等)	設備の型番、製造番号、保証期間、引渡日、申請者氏名、住所等が明記されているもの
6	設置の完了を証明する写真 (カラー)	申請する全ての設備の写真が必要です。
7	完納証明書(前橋市の市税に未納額のない証明) ※発行から3か月以内のもの	市税証明発行窓口において請求してください。 ※市県民税の納税証明書などではありませんので注意してください。
8	再エネ発電設備が設置してあることがわかる書類	太陽光連携型給湯機、または定置用蓄電池の申請をする場合にのみ、提出 【例】 ・接続契約のご案内や購入電力量のお知らせなど(発電設備

		の所有者、設置場所、発電容量等の記載があるもの) ・上記の書類がない場合には、再エネ発電設備の設置が確認できるカラー写真を提出してください。
9	その他市長が必要と認める書類	

7 請求に必要なもの

	提出書類	備 考
1	補助金交付請求書 (様式第5号)	記入例を参考にしてください。

8 補助金の交付決定がされても交付取消となる場合

- ・偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- ・要項、交付決定の内容等の条件に違反したとき。

9 その他注意事項

- ・全ての書類に記載されている氏名及び住所は、全て同一を原則とします。
ただし、再エネ発電設備の設置が確認できる書類については、住所が同一であれば補助金を受けることができます。

令和8年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助事業の手引き

1 受付期間

令和8年6月1日（月）～令和9年3月20日（金）（消印有効）

補助対象となる設備を新規に設置した後、申請書等を提出してください。

※予算額に達した時点で受付を終了します。

（予算額及び申請状況等は、前橋市のホームページでご確認ください。）

2 補助対象者

次の全ての要件を満たす個人

- (1) 自ら居住し、住民登録がなされている前橋市内の住宅（事業兼用住宅を含む。）において、令和8年4月1日（水）～令和9年3月20日（金）の間に、補助対象となる設備を新規に購入・設置し、受付期間内に申請書類を提出することができること。
 - ※保証書記載の引き渡し日が令和8年4月1日以降であれば対象となります。
 - ※中古品や転売品の設置、設備の更新や増設については、補助対象外です。
 - ※賃貸住宅（アパート等）に設置した場合、別荘等の継続的に使用すると認められない建物に設置した場合については、補助対象外です。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 市内事業者（前橋市内に本店・支店・営業所等を有する者）が、対象設備の購入、又は設置工事の相手方であること。

3 補助対象設備の概要及び補助要件

(1) 給湯機

①太陽光発電連携型給湯機

「おひさまエコキュート」「太陽光発電（PV）活用モード搭載の ECO ONE」等の、太陽光発電設備を利用してお湯を沸かす機能を有する給湯機

<要件>

- ・太陽光発電設備と接続していること。
- ・原則として、太陽光発電設備からの発電電力を使用すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/ecocute.html>
<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/hybrid.html>）

※「おひさまエコキュート」は、関西電力株式会社の登録商標です。

※「ECO ONE」は、リンナイ株式会社の登録商標です。

②家庭用燃料電池コージェネレーション（通称：エネファーム）

都市ガスやLPガスを利用して発電し、その排熱を利用してお湯を沸かし貯湯するシステム

<要件>

- ・当該設備で発電した電気については、優先的に自家消費すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/enefarm.html>）

※「エネファーム」は、東京ガス株式会社、大阪ガス株式会社、ENEOS株式会社の登録商標です。

（2）定置用蓄電池設備

正極と負極の間をリチウムイオンが移動することで充電や放電を行う二次電池

<要件>

- ・自ら設置する再生可能エネルギー（太陽光等）発電設備との接続による充放電に使用すること。
- ・国の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業」の対象として一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://zehweb.jp/registration/battery/>）

（3）太陽光発電設備

太陽の光を受けることで電気を発電するパネルを、屋根などに設置し、発電する設備

<要件>

- ・自らが居住する住宅への設置であるもの。
- ・発電出力が1kW以上10kW未満のもの。
- ・発電される電力を優先的に自家消費すること。
- ・日本産業規格等に適合したもの。

※固定価格買取制度の適用有無は不問

4 補助対象設備及び補助金額

	補助対象設備	交付金額
1	(1) 太陽光発電連携型給湯機 (2) 燃料電池コージェネレーション	50,000円
2	定置用蓄電池設備	蓄電容量1kWhあたり10,000円 (上限50,000円)
3	太陽光発電設備	30,000円

※過去に本補助金の交付を受けた設備を再度申請することはできません。

※定置用蓄電池設備の蓄電容量は、小数点第二位以下を切捨てて計算してください。

(例) 蓄電容量 3.24 kWh の定置用蓄電池設備を設置する場合

補助金額 = 3.2 kWh (小数点第二位切捨て) × 10,000 円 = 32,000 円

5 手続きの流れ

	申請者	前橋市
1	申請期間内に申請書類を提出 (窓口、郵送、メール) ※申請に必要な書類は「6 申請に必要なもの」 をご確認ください。	受付・審査
2	「交付決定通知書兼確定通知書」到着	受理した日から 2週間以内 に交付決定及び確定
3	「請求書」を提出 ※請求書については「7 請求に必要なもの」 をご確認ください。	受理
4	補助金の受け取り	受理した日から 1か月以内 に補助金の支払

6 申請に必要なもの

	提出書類	備 考
1	交付申請書兼実績報告書兼誓約書 (様式第1号)	記入例を参考にしてください。
2	補助事業内容説明書 (様式第2号)	記入例を参考にしてください。
3	製品仕様書	性能基準(定置型蓄電池設備の場合は蓄電容量等)が確認できるもの ※仕様、規格等がわかるカタログやHPを印刷したもの等
4	補助対象設備の支払を証明する書類の写し(領収書等)	申請者氏名及び設備の名称等が明記されていて購入先がわかるもの
5	補助対象設備の設置を証明する書類の写し(保証書等)	設備の型番、製造番号、保証期間、引渡日、申請者氏名、住所等が明記されているもの
6	設置の完了を証明する写真 (カラー)	申請する全ての設備の写真が必要です。
7	完納証明書(前橋市の市税に未納額のない証明) ※発行から3か月以内のもの	市税証明発行窓口において請求してください。 ※市県民税の納税証明書などではありませんので注意してください。
8	再生エネルギー発電設備が設置してあることがわかる書類	太陽光連携型給湯機、または定置用蓄電池の申請をする場合にのみ、提出 【例】 ・接続契約のご案内や購入電力量のお知らせなど(発電設備

		の所有者、設置場所、発電容量等の記載があるもの) ・上記の書類がない場合には、再エネ発電設備の設置が確認できるカラー写真を提出してください。
9	その他市長が必要と認める書類	

7 請求に必要なもの

	提出書類	備 考
1	補助金交付請求書 (様式第5号)	記入例を参考にしてください。

8 補助金の交付決定がされても交付取消となる場合

- ・偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- ・要項、交付決定の内容等の条件に違反したとき。

9 その他注意事項

- ・全ての書類に記載されている氏名及び住所は、全て同一を原則とします。
ただし、再エネ発電設備の設置が確認できる書類については、住所が同一であれば補助金を受けることができます。

令和8年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助事業の手引き

1 受付期間

令和8年6月1日（月）～令和9年3月20日（金）（消印有効）

補助対象となる設備を新規に設置した後、申請書等を提出してください。

※予算額に達した時点で受付を終了します。

（予算額及び申請状況等は、前橋市のホームページでご確認ください。）

2 補助対象者

次の全ての要件を満たす個人

- (1) 自ら居住し、住民登録がなされている前橋市内の住宅（事業兼用住宅を含む。）において、令和8年4月1日（水）～令和9年3月20日（金）の間に、補助対象となる設備を新規に購入・設置し、受付期間内に申請書類を提出することができること。
※保証書記載の引き渡し日が令和8年4月1日以降であれば対象となります。
※中古品や転売品の設置、設備の更新や増設については、補助対象外です。
※賃貸住宅（アパート等）に設置した場合、別荘等の継続的に使用すると認められない建物に設置した場合については、補助対象外です。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 市内事業者（前橋市内に本店・支店・営業所等を有する者）が、対象設備の購入、又は設置工事の相手方であること。

3 補助対象設備の概要及び補助要件

(1) 給湯機

①太陽光発電連携型給湯機

「おひさまエコキュート」「太陽光発電（PV）活用モード搭載の ECO ONE」等の、太陽光発電設備を利用してお湯を沸かす機能を有する給湯機

<要件>

- ・太陽光発電設備と接続していること。
- ・原則として、太陽光発電設備からの発電電力を使用すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/ecocute.html>
<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/hybrid.html>）

※「おひさまエコキュート」は、関西電力株式会社の登録商標です。

※「ECO ONE」は、リンナイ株式会社の登録商標です。

②家庭用燃料電池コージェネレーション（通称：エネファーム）

都市ガスやLPガスを利用して発電し、その排熱を利用してお湯を沸かし貯湯するシステム

<要件>

- ・当該設備で発電した電気については、優先的に自家消費すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/enefarm.html>）

※「エネファーム」は、東京ガス株式会社、大阪ガス株式会社、ENEOS株式会社の登録商標です。

（2）定置用蓄電池設備

正極と負極の間をリチウムイオンが移動することで充電や放電を行う二次電池

<要件>

- ・自ら設置する再生可能エネルギー（太陽光等）発電設備との接続による充放電に使用すること。
- ・国の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業」の対象として一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://zehweb.jp/registration/battery/>）

（3）太陽光発電設備

太陽の光を受けることで電気を発電するパネルを、屋根などに設置し、発電する設備

<要件>

- ・自らが居住する住宅への設置であるもの。
- ・発電出力が1kW以上10kW未満のもの。
- ・発電される電力を優先的に自家消費すること。
- ・日本産業規格等に適合したもの。

※固定価格買取制度の適用有無は不問

4 補助対象設備及び補助金額

	補助対象設備	交付金額
1	(1) 太陽光発電連携型給湯機 (2) 燃料電池コージェネレーション	50,000円
2	定置用蓄電池設備	蓄電容量1kWhあたり10,000円 (上限50,000円)
3	太陽光発電設備	30,000円

※過去に本補助金の交付を受けた設備を再度申請することはできません。

※定置用蓄電池設備の蓄電容量は、小数点第二位以下を切捨てて計算してください。

(例) 蓄電容量 3.24 kWh の定置用蓄電池設備を設置する場合

補助金額 = 3.2 kWh (小数点第二位切捨て) × 10,000 円 = 32,000 円

5 手続きの流れ

	申請者	前橋市
1	申請期間内に申請書類を提出 (窓口、郵送、メール) ※申請に必要な書類は「6 申請に必要なもの」 をご確認ください。	受付・審査
2	「交付決定通知書兼確定通知書」到着	受理した日から 2週間以内 に交付決定及び確定
3	「請求書」を提出 ※請求書については「7 請求に必要なもの」 をご確認ください。	受理
4	補助金の受け取り	受理した日から 1か月以内 に補助金の支払

6 申請に必要なもの

	提出書類	備 考
1	交付申請書兼実績報告書兼誓約書 (様式第1号)	記入例を参考にしてください。
2	補助事業内容説明書 (様式第2号)	記入例を参考にしてください。
3	製品仕様書	性能基準(定置型蓄電池設備の場合は蓄電容量等)が確認できるもの ※仕様、規格等がわかるカタログやHPを印刷したもの等
4	補助対象設備の支払を証明する書類の写し(領収書等)	申請者氏名及び設備の名称等が明記されていて購入先がわかるもの
5	補助対象設備の設置を証明する書類の写し(保証書等)	設備の型番、製造番号、保証期間、引渡日、申請者氏名、住所等が明記されているもの
6	設置の完了を証明する写真 (カラー)	申請する全ての設備の写真が必要です。
7	完納証明書(前橋市の市税に未納額のない証明) ※発行から3か月以内のもの	市税証明発行窓口において請求してください。 ※市県民税の納税証明書などではありませんので注意してください。
8	再生エネルギー発電設備が設置してあることがわかる書類	太陽光連携型給湯機、または定置用蓄電池の申請をする場合にのみ、提出 【例】 ・接続契約のご案内や購入電力量のお知らせなど(発電設備

		の所有者、設置場所、発電容量等の記載があるもの) ・上記の書類がない場合には、再エネ発電設備の設置が確認できるカラー写真を提出してください。
9	その他市長が必要と認める書類	

7 請求に必要なもの

	提出書類	備 考
1	補助金交付請求書 (様式第5号)	記入例を参考にしてください。

8 補助金の交付決定がされても交付取消となる場合

- ・偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- ・要項、交付決定の内容等の条件に違反したとき。

9 その他注意事項

- ・全ての書類に記載されている氏名及び住所は、全て同一を原則とします。
ただし、再エネ発電設備の設置が確認できる書類については、住所が同一であれば補助金を受けることができます。

令和8年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助事業の手引き

1 受付期間

令和8年6月1日（月）～令和9年3月20日（金）（消印有効）

補助対象となる設備を新規に設置した後、申請書等を提出してください。

※予算額に達した時点で受付を終了します。

（予算額及び申請状況等は、前橋市のホームページでご確認ください。）

2 補助対象者

次の全ての要件を満たす個人

- (1) 自ら居住し、住民登録がなされている前橋市内の住宅（事業兼用住宅を含む。）において、令和8年4月1日（水）～令和9年3月20日（金）の間に、補助対象となる設備を新規に購入・設置し、受付期間内に申請書類を提出することができること。
 - ※保証書記載の引き渡し日が令和8年4月1日以降であれば対象となります。
 - ※中古品や転売品の設置、設備の更新や増設については、補助対象外です。
 - ※賃貸住宅（アパート等）に設置した場合、別荘等の継続的に使用すると認められない建物に設置した場合については、補助対象外です。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 市内事業者（前橋市内に本店・支店・営業所等を有する者）が、対象設備の購入、又は設置工事の相手方であること。

3 補助対象設備の概要及び補助要件

(1) 給湯機

①太陽光発電連携型給湯機

「おひさまエコキュート」「太陽光発電（PV）活用モード搭載の ECO ONE」等の、太陽光発電設備を利用してお湯を沸かす機能を有する給湯機

<要件>

- ・太陽光発電設備と接続していること。
- ・原則として、太陽光発電設備からの発電電力を使用すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/ecocute.html>
<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/hybrid.html>）

※「おひさまエコキュート」は、関西電力株式会社の登録商標です。

※「ECO ONE」は、リンナイ株式会社の登録商標です。

②家庭用燃料電池コージェネレーション（通称：エネファーム）

都市ガスやLPガスを利用して発電し、その排熱を利用してお湯を沸かし貯湯するシステム

<要件>

- ・当該設備で発電した電気については、優先的に自家消費すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/enefarm.html>）

※「エネファーム」は、東京ガス株式会社、大阪ガス株式会社、ENEOS 株式会社の登録商標です。

（2）定置用蓄電池設備

正極と負極の間をリチウムイオンが移動することで充電や放電を行う二次電池

<要件>

- ・自ら設置する再生可能エネルギー（太陽光等）発電設備との接続による充放電に使用すること。
- ・国の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業」の対象として一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://zehweb.jp/registration/battery/>）

（3）太陽光発電設備

太陽の光を受けることで電気を発電するパネルを、屋根などに設置し、発電する設備

<要件>

- ・自らが居住する住宅への設置であるもの。
- ・発電出力が1kW以上10kW未満のもの。
- ・発電される電力を優先的に自家消費すること。
- ・日本産業規格等に適合したもの。

※固定価格買取制度の適用有無は不問

4 補助対象設備及び補助金額

	補助対象設備	交付金額
1	(1) 太陽光発電連携型給湯機 (2) 燃料電池コージェネレーション	50,000円
2	定置用蓄電池設備	蓄電容量1kWhあたり10,000円 (上限50,000円)
3	太陽光発電設備	30,000円

※過去に本補助金の交付を受けた設備を再度申請することはできません。

※定置用蓄電池設備の蓄電容量は、小数点第二位以下を切捨てて計算してください。

(例) 蓄電容量 3.24 k W h の定置用蓄電池設備を設置する場合

補助金額 = 3.2 k W h (小数点第二位切捨て) × 10,000 円 = 32,000 円

5 手続きの流れ

	申請者	前橋市
1	申請期間内に申請書類を提出 (窓口、郵送、メール) ※申請に必要な書類は「6 申請に必要なもの」 をご確認ください。	受付・審査
2	「交付決定通知書兼確定通知書」到着	受理した日から 2週間以内 に交付決定及び確定
3	「請求書」を提出 ※請求書については「7 請求に必要なもの」 をご確認ください。	受理
4	補助金の受け取り	受理した日から 1か月以内 に補助金の支払

6 申請に必要なもの

	提出書類	備 考
1	交付申請書兼実績報告書兼誓約書 (様式第1号)	記入例を参考にしてください。
2	補助事業内容説明書 (様式第2号)	記入例を参考にしてください。
3	製品仕様書	性能基準(定置型蓄電池設備の場合は蓄電容量等)が確認できるもの ※仕様、規格等がわかるカタログやHPを印刷したもの等
4	補助対象設備の支払を証明する書類の写し(領収書等)	申請者氏名及び設備の名称等が明記されていて購入先がわかるもの
5	補助対象設備の設置を証明する書類の写し(保証書等)	設備の型番、製造番号、保証期間、引渡日、申請者氏名、住所等が明記されているもの
6	設置の完了を証明する写真 (カラー)	申請する全ての設備の写真が必要です。
7	完納証明書(前橋市の市税に未納額のない証明) ※発行から3か月以内のもの	市税証明発行窓口において請求してください。 ※市県民税の納税証明書などではありませんので注意してください。
8	再生エネルギー発電設備が設置してあることがわかる書類	太陽光連携型給湯機、または定置用蓄電池の申請をする場合にのみ、提出 【例】 ・接続契約のご案内や購入電力量のお知らせなど(発電設備

		の所有者、設置場所、発電容量等の記載があるもの) ・上記の書類がない場合には、再エネ発電設備の設置が確認できるカラー写真を提出してください。
9	その他市長が必要と認める書類	

7 請求に必要なもの

	提出書類	備 考
1	補助金交付請求書 (様式第5号)	記入例を参考にしてください。

8 補助金の交付決定がされても交付取消となる場合

- ・偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- ・要項、交付決定の内容等の条件に違反したとき。

9 その他注意事項

- ・全ての書類に記載されている氏名及び住所は、全て同一を原則とします。
ただし、再エネ発電設備の設置が確認できる書類については、住所が同一であれば補助金を受けることができます。

令和8年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助事業の手引き

1 受付期間

令和8年6月1日（月）～令和9年3月20日（金）（消印有効）

補助対象となる設備を新規に設置した後、申請書等を提出してください。

※予算額に達した時点で受付を終了します。

（予算額及び申請状況等は、前橋市のホームページでご確認ください。）

2 補助対象者

次の全ての要件を満たす個人

- (1) 自ら居住し、住民登録がなされている前橋市内の住宅（事業兼用住宅を含む。）において、令和8年4月1日（水）～令和9年3月20日（金）の間に、補助対象となる設備を新規に購入・設置し、受付期間内に申請書類を提出することができること。
 - ※保証書記載の引き渡し日が令和8年4月1日以降であれば対象となります。
 - ※中古品や転売品の設置、設備の更新や増設については、補助対象外です。
 - ※賃貸住宅（アパート等）に設置した場合、別荘等の継続的に使用すると認められない建物に設置した場合については、補助対象外です。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 市内事業者（前橋市内に本店・支店・営業所等を有する者）が、対象設備の購入、又は設置工事の相手方であること。

3 補助対象設備の概要及び補助要件

(1) 給湯機

①太陽光発電連携型給湯機

「おひさまエコキュート」「太陽光発電（PV）活用モード搭載の ECO ONE」等の、太陽光発電設備を利用してお湯を沸かす機能を有する給湯機

<要件>

- ・太陽光発電設備と接続していること。
- ・原則として、太陽光発電設備からの発電電力を使用すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/ecocute.html>
<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/hybrid.html>）

※「おひさまエコキュート」は、関西電力株式会社の登録商標です。

※「ECO ONE」は、リンナイ株式会社の登録商標です。

②家庭用燃料電池コージェネレーション（通称：エネファーム）

都市ガスやLPガスを利用して発電し、その排熱を利用してお湯を沸かし貯湯するシステム

<要件>

- ・当該設備で発電した電気については、優先的に自家消費すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/enefarm.html>）

※「エネファーム」は、東京ガス株式会社、大阪ガス株式会社、ENEOS株式会社の登録商標です。

（2）定置用蓄電池設備

正極と負極の間をリチウムイオンが移動することで充電や放電を行う二次電池

<要件>

- ・自ら設置する再生可能エネルギー（太陽光等）発電設備との接続による充放電に使用すること。
- ・国の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業」の対象として一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://zehweb.jp/registration/battery/>）

（3）太陽光発電設備

太陽の光を受けることで電気を発電するパネルを、屋根などに設置し、発電する設備

<要件>

- ・自らが居住する住宅への設置であるもの。
- ・発電出力が1kW以上10kW未満のもの。
- ・発電される電力を優先的に自家消費すること。
- ・日本産業規格等に適合したもの。

※固定価格買取制度の適用有無は不問

4 補助対象設備及び補助金額

	補助対象設備	交付金額
1	(1) 太陽光発電連携型給湯機 (2) 燃料電池コージェネレーション	50,000円
2	定置用蓄電池設備	蓄電容量1kWhあたり10,000円 (上限50,000円)
3	太陽光発電設備	30,000円

※過去に本補助金の交付を受けた設備を再度申請することはできません。

※定置用蓄電池設備の蓄電容量は、小数点第二位以下を切捨てて計算してください。

(例) 蓄電容量 3.24 kWh の定置用蓄電池設備を設置する場合

補助金額 = 3.2 kWh (小数点第二位切捨て) × 10,000 円 = 32,000 円

5 手続きの流れ

	申請者	前橋市
1	申請期間内に申請書類を提出 (窓口、郵送、メール) ※申請に必要な書類は「6 申請に必要なもの」 をご確認ください。	受付・審査
2	「交付決定通知書兼確定通知書」到着	受理した日から 2週間以内 に交付決定及び確定
3	「請求書」を提出 ※請求書については「7 請求に必要なもの」 をご確認ください。	受理
4	補助金の受け取り	受理した日から 1か月以内 に補助金の支払

6 申請に必要なもの

	提出書類	備 考
1	交付申請書兼実績報告書兼誓約書 (様式第1号)	記入例を参考にしてください。
2	補助事業内容説明書 (様式第2号)	記入例を参考にしてください。
3	製品仕様書	性能基準(定置型蓄電池設備の場合は蓄電容量等)が確認できるもの ※仕様、規格等がわかるカタログやHPを印刷したもの等
4	補助対象設備の支払を証明する書類の写し(領収書等)	申請者氏名及び設備の名称等が明記されていて購入先がわかるもの
5	補助対象設備の設置を証明する書類の写し(保証書等)	設備の型番、製造番号、保証期間、引渡日、申請者氏名、住所等が明記されているもの
6	設置の完了を証明する写真 (カラー)	申請する全ての設備の写真が必要です。
7	完納証明書(前橋市の市税に未納額のない証明) ※発行から3か月以内のもの	市税証明発行窓口において請求してください。 ※市県民税の納税証明書などではありませんので注意してください。
8	再生エネルギー発電設備が設置してあることがわかる書類	太陽光連携型給湯機、または定置用蓄電池の申請をする場合にのみ、提出 【例】 ・接続契約のご案内や購入電力量のお知らせなど(発電設備

		の所有者、設置場所、発電容量等の記載があるもの) ・上記の書類がない場合には、再エネ発電設備の設置が確認できるカラー写真を提出してください。
9	その他市長が必要と認める書類	

7 請求に必要なもの

	提出書類	備 考
1	補助金交付請求書 (様式第5号)	記入例を参考にしてください。

8 補助金の交付決定がされても交付取消となる場合

- ・ 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- ・ 要項、交付決定の内容等の条件に違反したとき。

9 その他注意事項

- ・ 全ての書類に記載されている氏名及び住所は、全て同一を原則とします。
ただし、再エネ発電設備の設置が確認できる書類については、住所が同一であれば補助金を受けることができます。

令和8年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助事業の手引き

1 受付期間

令和8年6月1日（月）～令和9年3月20日（金）（消印有効）

補助対象となる設備を新規に設置した後、申請書等を提出してください。

※予算額に達した時点で受付を終了します。

（予算額及び申請状況等は、前橋市のホームページでご確認ください。）

2 補助対象者

次の全ての要件を満たす個人

- (1) 自ら居住し、住民登録がなされている前橋市内の住宅（事業兼用住宅を含む。）において、令和8年4月1日（水）～令和9年3月20日（金）の間に、補助対象となる設備を新規に購入・設置し、受付期間内に申請書類を提出することができること。
※保証書記載の引き渡し日が令和8年4月1日以降であれば対象となります。
※中古品や転売品の設置、設備の更新や増設については、補助対象外です。
※賃貸住宅（アパート等）に設置した場合、別荘等の継続的に使用すると認められない建物に設置した場合については、補助対象外です。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 市内事業者（前橋市内に本店・支店・営業所等を有する者）が、対象設備の購入、又は設置工事の相手方であること。

3 補助対象設備の概要及び補助要件

(1) 給湯機

①太陽光発電連携型給湯機

「おひさまエコキュート」「太陽光発電（PV）活用モード搭載の ECO ONE」等の、太陽光発電設備を利用してお湯を沸かす機能を有する給湯機

<要件>

- ・太陽光発電設備と接続していること。
- ・原則として、太陽光発電設備からの発電電力を使用すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/ecocute.html>
<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/hybrid.html>）

※「おひさまエコキュート」は、関西電力株式会社の登録商標です。

※「ECO ONE」は、リンナイ株式会社の登録商標です。

②家庭用燃料電池コージェネレーション（通称：エネファーム）

都市ガスやLPガスを利用して発電し、その排熱を利用してお湯を沸かし貯湯するシステム

<要件>

- ・当該設備で発電した電気については、優先的に自家消費すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/enefarm.html>）

※「エネファーム」は、東京ガス株式会社、大阪ガス株式会社、ENEOS株式会社の登録商標です。

（2）定置用蓄電池設備

正極と負極の間をリチウムイオンが移動することで充電や放電を行う二次電池

<要件>

- ・自ら設置する再生可能エネルギー（太陽光等）発電設備との接続による充放電に使用すること。
- ・国の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業」の対象として一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://zehweb.jp/registration/battery/>）

（3）太陽光発電設備

太陽の光を受けることで電気を発電するパネルを、屋根などに設置し、発電する設備

<要件>

- ・自らが居住する住宅への設置であるもの。
- ・発電出力が1kW以上10kW未満のもの。
- ・発電される電力を優先的に自家消費すること。
- ・日本産業規格等に適合したもの。

※固定価格買取制度の適用有無は不問

4 補助対象設備及び補助金額

	補助対象設備	交付金額
1	(1) 太陽光発電連携型給湯機 (2) 燃料電池コージェネレーション	50,000円
2	定置用蓄電池設備	蓄電容量1kWhあたり10,000円 (上限50,000円)
3	太陽光発電設備	30,000円

※過去に本補助金の交付を受けた設備を再度申請することはできません。

※定置用蓄電池設備の蓄電容量は、小数点第二位以下を切捨てて計算してください。

(例) 蓄電容量 3.24 kWh の定置用蓄電池設備を設置する場合

補助金額 = 3.2 kWh (小数点第二位切捨て) × 10,000 円 = 32,000 円

5 手続きの流れ

	申請者	前橋市
1	申請期間内に申請書類を提出 (窓口、郵送、メール) ※申請に必要な書類は「6 申請に必要なもの」 をご確認ください。	受付・審査
2	「交付決定通知書兼確定通知書」到着	受理した日から 2週間以内 に交付決定及び確定
3	「請求書」を提出 ※請求書については「7 請求に必要なもの」 をご確認ください。	受理
4	補助金の受け取り	受理した日から 1か月以内 に補助金の支払

6 申請に必要なもの

	提出書類	備 考
1	交付申請書兼実績報告書兼誓約書 (様式第1号)	記入例を参考にしてください。
2	補助事業内容説明書 (様式第2号)	記入例を参考にしてください。
3	製品仕様書	性能基準(定置型蓄電池設備の場合は蓄電容量等)が確認できるもの ※仕様、規格等がわかるカタログやHPを印刷したもの等
4	補助対象設備の支払を証明する書類の写し(領収書等)	申請者氏名及び設備の名称等が明記されていて購入先がわかるもの
5	補助対象設備の設置を証明する書類の写し(保証書等)	設備の型番、製造番号、保証期間、引渡日、申請者氏名、住所等が明記されているもの
6	設置の完了を証明する写真 (カラー)	申請する全ての設備の写真が必要です。
7	完納証明書(前橋市の市税に未納額のない証明) ※発行から3か月以内のもの	市税証明発行窓口において請求してください。 ※市県民税の納税証明書などではありませんので注意してください。
8	再生エネルギー発電設備が設置してあることがわかる書類	太陽光連携型給湯機、または定置用蓄電池の申請をする場合にのみ、提出 【例】 ・接続契約のご案内や購入電力量のお知らせなど(発電設備

		の所有者、設置場所、発電容量等の記載があるもの) ・上記の書類がない場合には、再エネ発電設備の設置が確認できるカラー写真を提出してください。
9	その他市長が必要と認める書類	

7 請求に必要なもの

	提出書類	備 考
1	補助金交付請求書 (様式第5号)	記入例を参考にしてください。

8 補助金の交付決定がされても交付取消となる場合

- ・偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- ・要項、交付決定の内容等の条件に違反したとき。

9 その他注意事項

- ・全ての書類に記載されている氏名及び住所は、全て同一を原則とします。
ただし、再エネ発電設備の設置が確認できる書類については、住所が同一であれば補助金を受けることができます。

令和8年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助事業の手引き

1 受付期間

令和8年6月1日（月）～令和9年3月20日（金）（消印有効）

補助対象となる設備を新規に設置した後、申請書等を提出してください。

※予算額に達した時点で受付を終了します。

（予算額及び申請状況等は、前橋市のホームページでご確認ください。）

2 補助対象者

次の全ての要件を満たす個人

- (1) 自ら居住し、住民登録がなされている前橋市内の住宅（事業兼用住宅を含む。）において、令和8年4月1日（水）～令和9年3月20日（金）の間に、補助対象となる設備を新規に購入・設置し、受付期間内に申請書類を提出することができること。
 - ※保証書記載の引き渡し日が令和8年4月1日以降であれば対象となります。
 - ※中古品や転売品の設置、設備の更新や増設については、補助対象外です。
 - ※賃貸住宅（アパート等）に設置した場合、別荘等の継続的に使用すると認められない建物に設置した場合については、補助対象外です。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 市内事業者（前橋市内に本店・支店・営業所等を有する者）が、対象設備の購入、又は設置工事の相手方であること。

3 補助対象設備の概要及び補助要件

(1) 給湯機

①太陽光発電連携型給湯機

「おひさまエコキュート」「太陽光発電（PV）活用モード搭載の ECO ONE」等の、太陽光発電設備を利用してお湯を沸かす機能を有する給湯機

<要件>

- ・太陽光発電設備と接続していること。
- ・原則として、太陽光発電設備からの発電電力を使用すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/ecocute.html>
<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/hybrid.html>）

※「おひさまエコキュート」は、関西電力株式会社の登録商標です。

※「ECO ONE」は、リンナイ株式会社の登録商標です。

②家庭用燃料電池コージェネレーション（通称：エネファーム）

都市ガスやLPガスを利用して発電し、その排熱を利用してお湯を沸かし貯湯するシステム

<要件>

- ・当該設備で発電した電気については、優先的に自家消費すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/enefarm.html>）

※「エネファーム」は、東京ガス株式会社、大阪ガス株式会社、ENEOS株式会社の登録商標です。

（2）定置用蓄電池設備

正極と負極の間をリチウムイオンが移動することで充電や放電を行う二次電池

<要件>

- ・自ら設置する再生可能エネルギー（太陽光等）発電設備との接続による充放電に使用すること。
- ・国の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業」の対象として一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://zehweb.jp/registration/battery/>）

（3）太陽光発電設備

太陽の光を受けることで電気を発電するパネルを、屋根などに設置し、発電する設備

<要件>

- ・自らが居住する住宅への設置であるもの。
- ・発電出力が1kW以上10kW未満のもの。
- ・発電される電力を優先的に自家消費すること。
- ・日本産業規格等に適合したもの。

※固定価格買取制度の適用有無は不問

4 補助対象設備及び補助金額

	補助対象設備	交付金額
1	(1) 太陽光発電連携型給湯機 (2) 燃料電池コージェネレーション	50,000円
2	定置用蓄電池設備	蓄電容量1kWhあたり10,000円 (上限50,000円)
3	太陽光発電設備	30,000円

※過去に本補助金の交付を受けた設備を再度申請することはできません。

※定置用蓄電池設備の蓄電容量は、小数点第二位以下を切捨てて計算してください。

(例) 蓄電容量 3.24 k W h の定置用蓄電池設備を設置する場合

補助金額 = 3.2 k W h (小数点第二位切捨て) × 10,000 円 = 32,000 円

5 手続きの流れ

	申請者	前橋市
1	申請期間内に申請書類を提出 (窓口、郵送、メール) ※申請に必要な書類は「6 申請に必要なもの」 をご確認ください。	受付・審査
2	「交付決定通知書兼確定通知書」到着	受理した日から 2週間以内 に交付決定及び確定
3	「請求書」を提出 ※請求書については「7 請求に必要なもの」 をご確認ください。	受理
4	補助金の受け取り	受理した日から 1か月以内 に補助金の支払

6 申請に必要なもの

	提出書類	備 考
1	交付申請書兼実績報告書兼誓約書 (様式第 1 号)	記入例を参考にしてください。
2	補助事業内容説明書 (様式第 2 号)	記入例を参考にしてください。
3	製品仕様書	性能基準 (定置型蓄電池設備の場合は蓄電容量等) が確認できるもの ※仕様、規格等がわかるカタログやHPを印刷したもの等
4	補助対象設備の支払を証明する書類の写し (領収書等)	申請者氏名及び設備の名称等が明記されていて購入先がわかるもの
5	補助対象設備の設置を証明する書類の写し (保証書等)	設備の型番、製造番号、保証期間、引渡日、申請者氏名、住所等が明記されているもの
6	設置の完了を証明する写真 (カラー)	申請する全ての設備の写真が必要です。
7	完納証明書 (前橋市の市税に未納額のない証明) ※発行から 3 か月以内のもの	市税証明発行窓口において請求してください。 ※市県民税の納税証明書などではありませんので注意してください。
8	再生エネルギー発電設備が設置してあることがわかる書類	太陽光連携型給湯機、または定置用蓄電池の申請をする場合にのみ、提出 【例】 ・接続契約のご案内や購入電力量のお知らせなど (発電設備

		の所有者、設置場所、発電容量等の記載があるもの) ・上記の書類がない場合には、再エネ発電設備の設置が確認できるカラー写真を提出してください。
9	その他市長が必要と認める書類	

7 請求に必要なもの

	提出書類	備 考
1	補助金交付請求書 (様式第5号)	記入例を参考にしてください。

8 補助金の交付決定がされても交付取消となる場合

- ・偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- ・要項、交付決定の内容等の条件に違反したとき。

9 その他注意事項

- ・全ての書類に記載されている氏名及び住所は、全て同一を原則とします。
ただし、再エネ発電設備の設置が確認できる書類については、住所が同一であれば補助金を受けることができます。

令和8年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助事業の手引き

1 受付期間

令和8年6月1日（月）～令和9年3月20日（金）（消印有効）

補助対象となる設備を新規に設置した後、申請書等を提出してください。

※予算額に達した時点で受付を終了します。

（予算額及び申請状況等は、前橋市のホームページでご確認ください。）

2 補助対象者

次の全ての要件を満たす個人

- (1) 自ら居住し、住民登録がなされている前橋市内の住宅（事業兼用住宅を含む。）において、令和8年4月1日（水）～令和9年3月20日（金）の間に、補助対象となる設備を新規に購入・設置し、受付期間内に申請書類を提出することができること。
 - ※保証書記載の引き渡し日が令和8年4月1日以降であれば対象となります。
 - ※中古品や転売品の設置、設備の更新や増設については、補助対象外です。
 - ※賃貸住宅（アパート等）に設置した場合、別荘等の継続的に使用すると認められない建物に設置した場合については、補助対象外です。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 市内事業者（前橋市内に本店・支店・営業所等を有する者）が、対象設備の購入、又は設置工事の相手方であること。

3 補助対象設備の概要及び補助要件

(1) 給湯機

①太陽光発電連携型給湯機

「おひさまエコキュート」「太陽光発電（PV）活用モード搭載の ECO ONE」等の、太陽光発電設備を利用してお湯を沸かす機能を有する給湯機

<要件>

- ・太陽光発電設備と接続していること。
- ・原則として、太陽光発電設備からの発電電力を使用すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/ecocute.html>
<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/hybrid.html>）

※「おひさまエコキュート」は、関西電力株式会社の登録商標です。

※「ECO ONE」は、リンナイ株式会社の登録商標です。

②家庭用燃料電池コージェネレーション（通称：エネファーム）

都市ガスやLPガスを利用して発電し、その排熱を利用してお湯を沸かし貯湯するシステム

<要件>

- ・当該設備で発電した電気については、優先的に自家消費すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/enefarm.html>）

※「エネファーム」は、東京ガス株式会社、大阪ガス株式会社、ENEOS株式会社の登録商標です。

（2）定置用蓄電池設備

正極と負極の間をリチウムイオンが移動することで充電や放電を行う二次電池

<要件>

- ・自ら設置する再生可能エネルギー（太陽光等）発電設備との接続による充放電に使用すること。
- ・国の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業」の対象として一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://zehweb.jp/registration/battery/>）

（3）太陽光発電設備

太陽の光を受けることで電気を発電するパネルを、屋根などに設置し、発電する設備

<要件>

- ・自らが居住する住宅への設置であるもの。
- ・発電出力が1kW以上10kW未満のもの。
- ・発電される電力を優先的に自家消費すること。
- ・日本産業規格等に適合したもの。

※固定価格買取制度の適用有無は不問

4 補助対象設備及び補助金額

	補助対象設備	交付金額
1	(1) 太陽光発電連携型給湯機 (2) 燃料電池コージェネレーション	50,000円
2	定置用蓄電池設備	蓄電容量1kWhあたり10,000円 (上限50,000円)
3	太陽光発電設備	30,000円

※過去に本補助金の交付を受けた設備を再度申請することはできません。

※定置用蓄電池設備の蓄電容量は、小数点第二位以下を切捨てて計算してください。

(例) 蓄電容量 3.24 kWh の定置用蓄電池設備を設置する場合

補助金額 = 3.2 kWh (小数点第二位切捨て) × 10,000 円 = 32,000 円

5 手続きの流れ

	申請者	前橋市
1	申請期間内に申請書類を提出 (窓口、郵送、メール) ※申請に必要な書類は「6 申請に必要なもの」 をご確認ください。	受付・審査
2	「交付決定通知書兼確定通知書」到着	受理した日から 2週間以内 に交付決定及び確定
3	「請求書」を提出 ※請求書については「7 請求に必要なもの」 をご確認ください。	受理
4	補助金の受け取り	受理した日から 1か月以内 に補助金の支払

6 申請に必要なもの

	提出書類	備 考
1	交付申請書兼実績報告書兼誓約書 (様式第1号)	記入例を参考にしてください。
2	補助事業内容説明書 (様式第2号)	記入例を参考にしてください。
3	製品仕様書	性能基準(定置型蓄電池設備の場合は蓄電容量等)が確認できるもの ※仕様、規格等がわかるカタログやHPを印刷したもの等
4	補助対象設備の支払を証明する書類の写し(領収書等)	申請者氏名及び設備の名称等が明記されていて購入先がわかるもの
5	補助対象設備の設置を証明する書類の写し(保証書等)	設備の型番、製造番号、保証期間、引渡日、申請者氏名、住所等が明記されているもの
6	設置の完了を証明する写真 (カラー)	申請する全ての設備の写真が必要です。
7	完納証明書(前橋市の市税に未納額のない証明) ※発行から3か月以内のもの	市税証明発行窓口において請求してください。 ※市県民税の納税証明書などではありませんので注意してください。
8	再生エネルギー発電設備が設置してあることがわかる書類	太陽光連携型給湯機、または定置用蓄電池の申請をする場合にのみ、提出 【例】 ・接続契約のご案内や購入電力量のお知らせなど(発電設備

		の所有者、設置場所、発電容量等の記載があるもの) ・上記の書類がない場合には、再エネ発電設備の設置が確認できるカラー写真を提出してください。
9	その他市長が必要と認める書類	

7 請求に必要なもの

	提出書類	備 考
1	補助金交付請求書 (様式第5号)	記入例を参考にしてください。

8 補助金の交付決定がされても交付取消となる場合

- ・偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- ・要項、交付決定の内容等の条件に違反したとき。

9 その他注意事項

- ・全ての書類に記載されている氏名及び住所は、全て同一を原則とします。
ただし、再エネ発電設備の設置が確認できる書類については、住所が同一であれば補助金を受けることができます。

令和8年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助事業の手引き

1 受付期間

令和8年6月1日（月）～令和9年3月20日（金）（消印有効）

補助対象となる設備を新規に設置した後、申請書等を提出してください。

※予算額に達した時点で受付を終了します。

（予算額及び申請状況等は、前橋市のホームページでご確認ください。）

2 補助対象者

次の全ての要件を満たす個人

- (1) 自ら居住し、住民登録がなされている前橋市内の住宅（事業兼用住宅を含む。）において、令和8年4月1日（水）～令和9年3月20日（金）の間に、補助対象となる設備を新規に購入・設置し、受付期間内に申請書類を提出することができること。
 - ※保証書記載の引き渡し日が令和8年4月1日以降であれば対象となります。
 - ※中古品や転売品の設置、設備の更新や増設については、補助対象外です。
 - ※賃貸住宅（アパート等）に設置した場合、別荘等の継続的に使用すると認められない建物に設置した場合については、補助対象外です。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 市内事業者（前橋市内に本店・支店・営業所等を有する者）が、対象設備の購入、又は設置工事の相手方であること。

3 補助対象設備の概要及び補助要件

(1) 給湯機

①太陽光発電連携型給湯機

「おひさまエコキュート」「太陽光発電（PV）活用モード搭載の ECO ONE」等の、太陽光発電設備を利用してお湯を沸かす機能を有する給湯機

<要件>

- ・太陽光発電設備と接続していること。
- ・原則として、太陽光発電設備からの発電電力を使用すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/ecocute.html>
<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/hybrid.html>）

※「おひさまエコキュート」は、関西電力株式会社の登録商標です。

※「ECO ONE」は、リンナイ株式会社の登録商標です。

②家庭用燃料電池コージェネレーション（通称：エネファーム）

都市ガスやL P ガスを利用して発電し、その排熱を利用してお湯を沸かし貯湯するシステム

<要件>

- ・当該設備で発電した電気については、優先的に自家消費すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/enefarm.html>）

※「エネファーム」は、東京ガス株式会社、大阪ガス株式会社、ENEOS 株式会社の登録商標です。

（2）定置用蓄電池設備

正極と負極の間をリチウムイオンが移動することで充電や放電を行う二次電池

<要件>

- ・自ら設置する再生可能エネルギー（太陽光等）発電設備との接続による充放電に使用すること。
- ・国の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）化による住宅における低炭素化促進事業」の対象として一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://zehweb.jp/registration/battery/>）

（3）太陽光発電設備

太陽の光を受けることで電気を発電するパネルを、屋根などに設置し、発電する設備

<要件>

- ・自らが居住する住宅への設置であるもの。
- ・発電出力が1 k W以上10 k W未満のもの。
- ・発電される電力を優先的に自家消費すること。
- ・日本産業規格等に適合したもの。

※固定価格買取制度の適用有無は不問

4 補助対象設備及び補助金額

	補助対象設備	交付金額
1	(1) 太陽光発電連携型給湯機 (2) 燃料電池コージェネレーション	50,000円
2	定置用蓄電池設備	蓄電容量1 kWhあたり10,000円 (上限50,000円)
3	太陽光発電設備	30,000円

※過去に本補助金の交付を受けた設備を再度申請することはできません。

※定置用蓄電池設備の蓄電容量は、小数点第二位以下を切捨てて計算してください。

(例) 蓄電容量 3.24 kWh の定置用蓄電池設備を設置する場合

補助金額 = 3.2 kWh (小数点第二位切捨て) × 10,000 円 = 32,000 円

5 手続きの流れ

	申請者	前橋市
1	申請期間内に申請書類を提出 (窓口、郵送、メール) ※申請に必要な書類は「6 申請に必要なもの」 をご確認ください。	受付・審査
2	「交付決定通知書兼確定通知書」到着	受理した日から 2週間以内 に交付決定及び確定
3	「請求書」を提出 ※請求書については「7 請求に必要なもの」 をご確認ください。	受理
4	補助金の受け取り	受理した日から 1か月以内 に補助金の支払

6 申請に必要なもの

	提出書類	備 考
1	交付申請書兼実績報告書兼誓約書 (様式第1号)	記入例を参考にしてください。
2	補助事業内容説明書 (様式第2号)	記入例を参考にしてください。
3	製品仕様書	性能基準(定置型蓄電池設備の場合は蓄電容量等)が確認できるもの ※仕様、規格等がわかるカタログやHPを印刷したもの等
4	補助対象設備の支払を証明する書類の写し(領収書等)	申請者氏名及び設備の名称等が明記されていて購入先がわかるもの
5	補助対象設備の設置を証明する書類の写し(保証書等)	設備の型番、製造番号、保証期間、引渡日、申請者氏名、住所等が明記されているもの
6	設置の完了を証明する写真 (カラー)	申請する全ての設備の写真が必要です。
7	完納証明書(前橋市の市税に未納額のない証明) ※発行から3か月以内のもの	市税証明発行窓口において請求してください。 ※市県民税の納税証明書などではありませんので注意してください。
8	再エネ発電設備が設置してあることがわかる書類	太陽光連携型給湯機、または定置用蓄電池の申請をする場合にのみ、提出 【例】 ・接続契約のご案内や購入電力量のお知らせなど(発電設備

		の所有者、設置場所、発電容量等の記載があるもの) ・上記の書類がない場合には、再エネ発電設備の設置が確認できるカラー写真を提出してください。
9	その他市長が必要と認める書類	

7 請求に必要なもの

	提出書類	備 考
1	補助金交付請求書 (様式第5号)	記入例を参考にしてください。

8 補助金の交付決定がされても交付取消となる場合

- ・偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- ・要項、交付決定の内容等の条件に違反したとき。

9 その他注意事項

- ・全ての書類に記載されている氏名及び住所は、全て同一を原則とします。
ただし、再エネ発電設備の設置が確認できる書類については、住所が同一であれば補助金を受けることができます。

令和8年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助事業の手引き

1 受付期間

令和8年6月1日（月）～令和9年3月20日（金）（消印有効）

補助対象となる設備を新規に設置した後、申請書等を提出してください。

※予算額に達した時点で受付を終了します。

（予算額及び申請状況等は、前橋市のホームページでご確認ください。）

2 補助対象者

次の全ての要件を満たす個人

- (1) 自ら居住し、住民登録がなされている前橋市内の住宅（事業兼用住宅を含む。）において、令和8年4月1日（水）～令和9年3月20日（金）の間に、補助対象となる設備を新規に購入・設置し、受付期間内に申請書類を提出することができること。
 - ※保証書記載の引き渡し日が令和8年4月1日以降であれば対象となります。
 - ※中古品や転売品の設置、設備の更新や増設については、補助対象外です。
 - ※賃貸住宅（アパート等）に設置した場合、別荘等の継続的に使用すると認められない建物に設置した場合については、補助対象外です。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 市内事業者（前橋市内に本店・支店・営業所等を有する者）が、対象設備の購入、又は設置工事の相手方であること。

3 補助対象設備の概要及び補助要件

(1) 給湯機

①太陽光発電連携型給湯機

「おひさまエコキュート」「太陽光発電（PV）活用モード搭載の ECO ONE」等の、太陽光発電設備を利用してお湯を沸かす機能を有する給湯機

<要件>

- ・太陽光発電設備と接続していること。
- ・原則として、太陽光発電設備からの発電電力を使用すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/ecocute.html>
<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/hybrid.html>）

※「おひさまエコキュート」は、関西電力株式会社の登録商標です。

※「ECO ONE」は、リンナイ株式会社の登録商標です。

②家庭用燃料電池コージェネレーション（通称：エネファーム）

都市ガスやL P ガスを利用して発電し、その排熱を利用してお湯を沸かし貯湯するシステム

<要件>

- ・当該設備で発電した電気については、優先的に自家消費すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/enefarm.html>）

※「エネファーム」は、東京ガス株式会社、大阪ガス株式会社、ENEOS 株式会社の登録商標です。

（2）定置用蓄電池設備

正極と負極の間をリチウムイオンが移動することで充電や放電を行う二次電池

<要件>

- ・自ら設置する再生可能エネルギー（太陽光等）発電設備との接続による充放電に使用すること。
- ・国の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）化による住宅における低炭素化促進事業」の対象として一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://zehweb.jp/registration/battery/>）

（3）太陽光発電設備

太陽の光を受けることで電気を発電するパネルを、屋根などに設置し、発電する設備

<要件>

- ・自らが居住する住宅への設置であるもの。
- ・発電出力が1 k W以上10 k W未満のもの。
- ・発電される電力を優先的に自家消費すること。
- ・日本産業規格等に適合したもの。

※固定価格買取制度の適用有無は不問

4 補助対象設備及び補助金額

	補助対象設備	交付金額
1	(1) 太陽光発電連携型給湯機 (2) 燃料電池コージェネレーション	50,000円
2	定置用蓄電池設備	蓄電容量1 kWhあたり10,000円 (上限50,000円)
3	太陽光発電設備	30,000円

※過去に本補助金の交付を受けた設備を再度申請することはできません。

※定置用蓄電池設備の蓄電容量は、小数点第二位以下を切捨てて計算してください。

(例) 蓄電容量 3.24 k W h の定置用蓄電池設備を設置する場合

補助金額 = 3.2 k W h (小数点第二位切捨て) × 10,000 円 = 32,000 円

5 手続きの流れ

	申請者	前橋市
1	申請期間内に申請書類を提出 (窓口、郵送、メール) ※申請に必要な書類は「6 申請に必要なもの」 をご確認ください。	受付・審査
2	「交付決定通知書兼確定通知書」到着	受理した日から 2週間以内 に交付決定及び確定
3	「請求書」を提出 ※請求書については「7 請求に必要なもの」 をご確認ください。	受理
4	補助金の受け取り	受理した日から 1か月以内 に補助金の支払

6 申請に必要なもの

	提出書類	備 考
1	交付申請書兼実績報告書兼誓約書 (様式第1号)	記入例を参考にしてください。
2	補助事業内容説明書 (様式第2号)	記入例を参考にしてください。
3	製品仕様書	性能基準(定置型蓄電池設備の場合は蓄電容量等)が確認できるもの ※仕様、規格等がわかるカタログやHPを印刷したもの等
4	補助対象設備の支払を証明する書類の写し(領収書等)	申請者氏名及び設備の名称等が明記されていて購入先がわかるもの
5	補助対象設備の設置を証明する書類の写し(保証書等)	設備の型番、製造番号、保証期間、引渡日、申請者氏名、住所等が明記されているもの
6	設置の完了を証明する写真 (カラー)	申請する全ての設備の写真が必要です。
7	完納証明書(前橋市の市税に未納額のない証明) ※発行から3か月以内のもの	市税証明発行窓口において請求してください。 ※市県民税の納税証明書などではありませんので注意してください。
8	再生エネルギー発電設備が設置してあることがわかる書類	太陽光連携型給湯機、または定置用蓄電池の申請をする場合にのみ、提出 【例】 ・接続契約のご案内や購入電力量のお知らせなど(発電設備

		の所有者、設置場所、発電容量等の記載があるもの) ・上記の書類がない場合には、再エネ発電設備の設置が確認できるカラー写真を提出してください。
9	その他市長が必要と認める書類	

7 請求に必要なもの

	提出書類	備 考
1	補助金交付請求書 (様式第5号)	記入例を参考にしてください。

8 補助金の交付決定がされても交付取消となる場合

- ・偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- ・要項、交付決定の内容等の条件に違反したとき。

9 その他注意事項

- ・全ての書類に記載されている氏名及び住所は、全て同一を原則とします。
ただし、再エネ発電設備の設置が確認できる書類については、住所が同一であれば補助金を受けることができます。

令和8年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助事業の手引き

1 受付期間

令和8年6月1日（月）～令和9年3月20日（金）（消印有効）

補助対象となる設備を新規に設置した後、申請書等を提出してください。

※予算額に達した時点で受付を終了します。

（予算額及び申請状況等は、前橋市のホームページでご確認ください。）

2 補助対象者

次の全ての要件を満たす個人

- (1) 自ら居住し、住民登録がなされている前橋市内の住宅（事業兼用住宅を含む。）において、令和8年4月1日（水）～令和9年3月20日（金）の間に、補助対象となる設備を新規に購入・設置し、受付期間内に申請書類を提出することができること。
※保証書記載の引き渡し日が令和8年4月1日以降であれば対象となります。
※中古品や転売品の設置、設備の更新や増設については、補助対象外です。
※賃貸住宅（アパート等）に設置した場合、別荘等の継続的に使用すると認められない建物に設置した場合については、補助対象外です。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 市内事業者（前橋市内に本店・支店・営業所等を有する者）が、対象設備の購入、又は設置工事の相手方であること。

3 補助対象設備の概要及び補助要件

(1) 給湯機

①太陽光発電連携型給湯機

「おひさまエコキュート」「太陽光発電（PV）活用モード搭載の ECO ONE」等の、太陽光発電設備を利用してお湯を沸かす機能を有する給湯機

<要件>

- ・太陽光発電設備と接続していること。
- ・原則として、太陽光発電設備からの発電電力を使用すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/ecocute.html>
<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/hybrid.html>）

※「おひさまエコキュート」は、関西電力株式会社の登録商標です。

※「ECO ONE」は、リンナイ株式会社の登録商標です。

②家庭用燃料電池コージェネレーション（通称：エネファーム）

都市ガスやL P ガスを利用して発電し、その排熱を利用してお湯を沸かし貯湯するシステム

<要件>

- ・当該設備で発電した電気については、優先的に自家消費すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/enefarm.html>）

※「エネファーム」は、東京ガス株式会社、大阪ガス株式会社、ENEOS 株式会社の登録商標です。

（2）定置用蓄電池設備

正極と負極の間をリチウムイオンが移動することで充電や放電を行う二次電池

<要件>

- ・自ら設置する再生可能エネルギー（太陽光等）発電設備との接続による充放電に使用すること。
- ・国の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）化による住宅における低炭素化促進事業」の対象として一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://zehweb.jp/registration/battery/>）

（3）太陽光発電設備

太陽の光を受けることで電気を発電するパネルを、屋根などに設置し、発電する設備

<要件>

- ・自らが居住する住宅への設置であるもの。
- ・発電出力が1 k W以上10 k W未満のもの。
- ・発電される電力を優先的に自家消費すること。
- ・日本産業規格等に適合したもの。

※固定価格買取制度の適用有無は不問

4 補助対象設備及び補助金額

	補助対象設備	交付金額
1	(1) 太陽光発電連携型給湯機 (2) 燃料電池コージェネレーション	50,000円
2	定置用蓄電池設備	蓄電容量1 kWhあたり10,000円 (上限50,000円)
3	太陽光発電設備	30,000円

※過去に本補助金の交付を受けた設備を再度申請することはできません。

※定置用蓄電池設備の蓄電容量は、小数点第二位以下を切捨てて計算してください。

(例) 蓄電容量 3.24 kWh の定置用蓄電池設備を設置する場合

補助金額 = 3.2 kWh (小数点第二位切捨て) × 10,000 円 = 32,000 円

5 手続きの流れ

	申請者	前橋市
1	申請期間内に申請書類を提出 (窓口、郵送、メール) ※申請に必要な書類は「6 申請に必要なもの」 をご確認ください。	受付・審査
2	「交付決定通知書兼確定通知書」到着	受理した日から 2週間以内 に交付決定及び確定
3	「請求書」を提出 ※請求書については「7 請求に必要なもの」 をご確認ください。	受理
4	補助金の受け取り	受理した日から 1か月以内 に補助金の支払

6 申請に必要なもの

	提出書類	備 考
1	交付申請書兼実績報告書兼誓約書 (様式第1号)	記入例を参考にしてください。
2	補助事業内容説明書 (様式第2号)	記入例を参考にしてください。
3	製品仕様書	性能基準(定置型蓄電池設備の場合は蓄電容量等)が確認できるもの ※仕様、規格等がわかるカタログやHPを印刷したもの等
4	補助対象設備の支払を証明する書類の写し(領収書等)	申請者氏名及び設備の名称等が明記されていて購入先がわかるもの
5	補助対象設備の設置を証明する書類の写し(保証書等)	設備の型番、製造番号、保証期間、引渡日、申請者氏名、住所等が明記されているもの
6	設置の完了を証明する写真 (カラー)	申請する全ての設備の写真が必要です。
7	完納証明書(前橋市の市税に未納額のない証明) ※発行から3か月以内のもの	市税証明発行窓口において請求してください。 ※市県民税の納税証明書などではありませんので注意してください。
8	再生エネルギー発電設備が設置してあることがわかる書類	太陽光連携型給湯機、または定置用蓄電池の申請をする場合にのみ、提出 【例】 ・接続契約のご案内や購入電力量のお知らせなど(発電設備

		の所有者、設置場所、発電容量等の記載があるもの) ・上記の書類がない場合には、再エネ発電設備の設置が確認できるカラー写真を提出してください。
9	その他市長が必要と認める書類	

7 請求に必要なもの

	提出書類	備 考
1	補助金交付請求書 (様式第5号)	記入例を参考にしてください。

8 補助金の交付決定がされても交付取消となる場合

- ・偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- ・要項、交付決定の内容等の条件に違反したとき。

9 その他注意事項

- ・全ての書類に記載されている氏名及び住所は、全て同一を原則とします。
ただし、再エネ発電設備の設置が確認できる書類については、住所が同一であれば補助金を受けることができます。

令和8年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助事業の手引き

1 受付期間

令和8年6月1日（月）～令和9年3月20日（金）（消印有効）

補助対象となる設備を新規に設置した後、申請書等を提出してください。

※予算額に達した時点で受付を終了します。

（予算額及び申請状況等は、前橋市のホームページでご確認ください。）

2 補助対象者

次の全ての要件を満たす個人

- (1) 自ら居住し、住民登録がなされている前橋市内の住宅（事業兼用住宅を含む。）において、令和8年4月1日（水）～令和9年3月20日（金）の間に、補助対象となる設備を新規に購入・設置し、受付期間内に申請書類を提出することができること。
 - ※保証書記載の引き渡し日が令和8年4月1日以降であれば対象となります。
 - ※中古品や転売品の設置、設備の更新や増設については、補助対象外です。
 - ※賃貸住宅（アパート等）に設置した場合、別荘等の継続的に使用すると認められない建物に設置した場合については、補助対象外です。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 市内事業者（前橋市内に本店・支店・営業所等を有する者）が、対象設備の購入、又は設置工事の相手方であること。

3 補助対象設備の概要及び補助要件

(1) 給湯機

①太陽光発電連携型給湯機

「おひさまエコキュート」「太陽光発電（PV）活用モード搭載の ECO ONE」等の、太陽光発電設備を利用してお湯を沸かす機能を有する給湯機

<要件>

- ・太陽光発電設備と接続していること。
- ・原則として、太陽光発電設備からの発電電力を使用すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/ecocute.html>
<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/hybrid.html>）

※「おひさまエコキュート」は、関西電力株式会社の登録商標です。

※「ECO ONE」は、リンナイ株式会社の登録商標です。

②家庭用燃料電池コージェネレーション（通称：エネファーム）

都市ガスやL P ガスを利用して発電し、その排熱を利用してお湯を沸かし貯湯するシステム

<要件>

- ・当該設備で発電した電気については、優先的に自家消費すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/enefarm.html>）

※「エネファーム」は、東京ガス株式会社、大阪ガス株式会社、ENEOS 株式会社の登録商標です。

（2）定置用蓄電池設備

正極と負極の間をリチウムイオンが移動することで充電や放電を行う二次電池

<要件>

- ・自ら設置する再生可能エネルギー（太陽光等）発電設備との接続による充放電に使用すること。
- ・国の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）化による住宅における低炭素化促進事業」の対象として一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://zehweb.jp/registration/battery/>）

（3）太陽光発電設備

太陽の光を受けることで電気を発電するパネルを、屋根などに設置し、発電する設備

<要件>

- ・自らが居住する住宅への設置であるもの。
- ・発電出力が1 k W以上10 k W未満のもの。
- ・発電される電力を優先的に自家消費すること。
- ・日本産業規格等に適合したもの。

※固定価格買取制度の適用有無は不問

4 補助対象設備及び補助金額

	補助対象設備	交付金額
1	(1) 太陽光発電連携型給湯機 (2) 燃料電池コージェネレーション	50,000円
2	定置用蓄電池設備	蓄電容量1 kWhあたり10,000円 (上限50,000円)
3	太陽光発電設備	30,000円

※過去に本補助金の交付を受けた設備を再度申請することはできません。

※定置用蓄電池設備の蓄電容量は、小数点第二位以下を切捨てて計算してください。

(例) 蓄電容量 3.24 kWh の定置用蓄電池設備を設置する場合

補助金額 = 3.2 kWh (小数点第二位切捨て) × 10,000 円 = 32,000 円

5 手続きの流れ

	申請者	前橋市
1	申請期間内に申請書類を提出 (窓口、郵送、メール) ※申請に必要な書類は「6 申請に必要なもの」 をご確認ください。	受付・審査
2	「交付決定通知書兼確定通知書」到着	受理した日から 2週間以内 に交付決定及び確定
3	「請求書」を提出 ※請求書については「7 請求に必要なもの」 をご確認ください。	受理
4	補助金の受け取り	受理した日から 1か月以内 に補助金の支払

6 申請に必要なもの

	提出書類	備 考
1	交付申請書兼実績報告書兼誓約書 (様式第1号)	記入例を参考にしてください。
2	補助事業内容説明書 (様式第2号)	記入例を参考にしてください。
3	製品仕様書	性能基準(定置型蓄電池設備の場合は蓄電容量等)が確認できるもの ※仕様、規格等がわかるカタログやHPを印刷したもの等
4	補助対象設備の支払を証明する書類の写し(領収書等)	申請者氏名及び設備の名称等が明記されていて購入先がわかるもの
5	補助対象設備の設置を証明する書類の写し(保証書等)	設備の型番、製造番号、保証期間、引渡日、申請者氏名、住所等が明記されているもの
6	設置の完了を証明する写真 (カラー)	申請する全ての設備の写真が必要です。
7	完納証明書(前橋市の市税に未納額のない証明) ※発行から3か月以内のもの	市税証明発行窓口において請求してください。 ※市県民税の納税証明書などではありませんので注意してください。
8	再エネ発電設備が設置してあることがわかる書類	太陽光連携型給湯機、または定置用蓄電池の申請をする場合にのみ、提出 【例】 ・接続契約のご案内や購入電力量のお知らせなど(発電設備

		の所有者、設置場所、発電容量等の記載があるもの) ・上記の書類がない場合には、再エネ発電設備の設置が確認できるカラー写真を提出してください。
9	その他市長が必要と認める書類	

7 請求に必要なもの

	提出書類	備 考
1	補助金交付請求書 (様式第5号)	記入例を参考にしてください。

8 補助金の交付決定がされても交付取消となる場合

- ・偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- ・要項、交付決定の内容等の条件に違反したとき。

9 その他注意事項

- ・全ての書類に記載されている氏名及び住所は、全て同一を原則とします。
ただし、再エネ発電設備の設置が確認できる書類については、住所が同一であれば補助金を受けることができます。

令和8年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助事業の手引き

1 受付期間

令和8年6月1日（月）～令和9年3月20日（金）（消印有効）

補助対象となる設備を新規に設置した後、申請書等を提出してください。

※予算額に達した時点で受付を終了します。

（予算額及び申請状況等は、前橋市のホームページでご確認ください。）

2 補助対象者

次の全ての要件を満たす個人

- (1) 自ら居住し、住民登録がなされている前橋市内の住宅（事業兼用住宅を含む。）において、令和8年4月1日（水）～令和9年3月20日（金）の間に、補助対象となる設備を新規に購入・設置し、受付期間内に申請書類を提出することができること。
※保証書記載の引き渡し日が令和8年4月1日以降であれば対象となります。
※中古品や転売品の設置、設備の更新や増設については、補助対象外です。
※賃貸住宅（アパート等）に設置した場合、別荘等の継続的に使用すると認められない建物に設置した場合については、補助対象外です。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 市内事業者（前橋市内に本店・支店・営業所等を有する者）が、対象設備の購入、又は設置工事の相手方であること。

3 補助対象設備の概要及び補助要件

(1) 給湯機

①太陽光発電連携型給湯機

「おひさまエコキュート」「太陽光発電（PV）活用モード搭載の ECO ONE」等の、太陽光発電設備を利用してお湯を沸かす機能を有する給湯機

<要件>

- ・太陽光発電設備と接続していること。
- ・原則として、太陽光発電設備からの発電電力を使用すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/ecocute.html>
<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/hybrid.html>）

※「おひさまエコキュート」は、関西電力株式会社の登録商標です。

※「ECO ONE」は、リンナイ株式会社の登録商標です。

②家庭用燃料電池コージェネレーション（通称：エネファーム）

都市ガスやLPガスを利用して発電し、その排熱を利用してお湯を沸かし貯湯するシステム

<要件>

- ・当該設備で発電した電気については、優先的に自家消費すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/enefarm.html>）

※「エネファーム」は、東京ガス株式会社、大阪ガス株式会社、ENEOS株式会社の登録商標です。

（2）定置用蓄電池設備

正極と負極の間をリチウムイオンが移動することで充電や放電を行う二次電池

<要件>

- ・自ら設置する再生可能エネルギー（太陽光等）発電設備との接続による充放電に使用すること。
- ・国の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業」の対象として一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://zehweb.jp/registration/battery/>）

（3）太陽光発電設備

太陽の光を受けることで電気を発電するパネルを、屋根などに設置し、発電する設備

<要件>

- ・自らが居住する住宅への設置であるもの。
- ・発電出力が1kW以上10kW未満のもの。
- ・発電される電力を優先的に自家消費すること。
- ・日本産業規格等に適合したもの。

※固定価格買取制度の適用有無は不問

4 補助対象設備及び補助金額

	補助対象設備	交付金額
1	(1) 太陽光発電連携型給湯機 (2) 燃料電池コージェネレーション	50,000円
2	定置用蓄電池設備	蓄電容量1kWhあたり10,000円 (上限50,000円)
3	太陽光発電設備	30,000円

※過去に本補助金の交付を受けた設備を再度申請することはできません。

※定置用蓄電池設備の蓄電容量は、小数点第二位以下を切捨てて計算してください。

(例) 蓄電容量 3.24 k W h の定置用蓄電池設備を設置する場合

補助金額 = 3.2 k W h (小数点第二位切捨て) × 10,000 円 = 32,000 円

5 手続きの流れ

	申請者	前橋市
1	申請期間内に申請書類を提出 (窓口、郵送、メール) ※申請に必要な書類は「6 申請に必要なもの」 をご確認ください。	受付・審査
2	「交付決定通知書兼確定通知書」到着	受理した日から 2週間以内 に交付決定及び確定
3	「請求書」を提出 ※請求書については「7 請求に必要なもの」 をご確認ください。	受理
4	補助金の受け取り	受理した日から 1か月以内 に補助金の支払

6 申請に必要なもの

	提出書類	備 考
1	交付申請書兼実績報告書兼誓約書 (様式第 1 号)	記入例を参考にしてください。
2	補助事業内容説明書 (様式第 2 号)	記入例を参考にしてください。
3	製品仕様書	性能基準 (定置型蓄電池設備の場合は蓄電容量等) が確認できるもの ※仕様、規格等がわかるカタログや HP を印刷したもの等
4	補助対象設備の支払を証明する書類の写し (領収書等)	申請者氏名及び設備の名称等が明記されていて購入先がわかるもの
5	補助対象設備の設置を証明する書類の写し (保証書等)	設備の型番、製造番号、保証期間、引渡日、申請者氏名、住所等が明記されているもの
6	設置の完了を証明する写真 (カラー)	申請する全ての設備の写真が必要です。
7	完納証明書 (前橋市の市税に未納額のない証明) ※発行から 3 か月以内のもの	市税証明発行窓口において請求してください。 ※市県民税の納税証明書などではありませんので注意してください。
8	再生エネルギー発電設備が設置してあることがわかる書類	太陽光連携型給湯機、または定置用蓄電池の申請をする場合にのみ、提出 【例】 ・接続契約のご案内や購入電力量のお知らせなど (発電設備

		の所有者、設置場所、発電容量等の記載があるもの) ・上記の書類がない場合には、再エネ発電設備の設置が確認できるカラー写真を提出してください。
9	その他市長が必要と認める書類	

7 請求に必要なもの

	提出書類	備 考
1	補助金交付請求書 (様式第5号)	記入例を参考にしてください。

8 補助金の交付決定がされても交付取消となる場合

- ・偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- ・要項、交付決定の内容等の条件に違反したとき。

9 その他注意事項

- ・全ての書類に記載されている氏名及び住所は、全て同一を原則とします。
ただし、再エネ発電設備の設置が確認できる書類については、住所が同一であれば補助金を受けることができます。

令和8年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助事業の手引き

1 受付期間

令和8年6月1日（月）～令和9年3月20日（金）（消印有効）

補助対象となる設備を新規に設置した後、申請書等を提出してください。

※予算額に達した時点で受付を終了します。

（予算額及び申請状況等は、前橋市のホームページでご確認ください。）

2 補助対象者

次の全ての要件を満たす個人

- (1) 自ら居住し、住民登録がなされている前橋市内の住宅（事業兼用住宅を含む。）において、令和8年4月1日（水）～令和9年3月20日（金）の間に、補助対象となる設備を新規に購入・設置し、受付期間内に申請書類を提出することができること。
※保証書記載の引き渡し日が令和8年4月1日以降であれば対象となります。
※中古品や転売品の設置、設備の更新や増設については、補助対象外です。
※賃貸住宅（アパート等）に設置した場合、別荘等の継続的に使用すると認められない建物に設置した場合については、補助対象外です。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 市内事業者（前橋市内に本店・支店・営業所等を有する者）が、対象設備の購入、又は設置工事の相手方であること。

3 補助対象設備の概要及び補助要件

(1) 給湯機

①太陽光発電連携型給湯機

「おひさまエコキュート」「太陽光発電（PV）活用モード搭載の ECO ONE」等の、太陽光発電設備を利用してお湯を沸かす機能を有する給湯機

<要件>

- ・太陽光発電設備と接続していること。
- ・原則として、太陽光発電設備からの発電電力を使用すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/ecocute.html>
<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/hybrid.html>）

※「おひさまエコキュート」は、関西電力株式会社の登録商標です。

※「ECO ONE」は、リンナイ株式会社の登録商標です。

②家庭用燃料電池コージェネレーション（通称：エネファーム）

都市ガスやLPガスを利用して発電し、その排熱を利用してお湯を沸かし貯湯するシステム

<要件>

- ・当該設備で発電した電気については、優先的に自家消費すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/enefarm.html>）

※「エネファーム」は、東京ガス株式会社、大阪ガス株式会社、ENEOS 株式会社の登録商標です。

（2）定置用蓄電池設備

正極と負極の間をリチウムイオンが移動することで充電や放電を行う二次電池

<要件>

- ・自ら設置する再生可能エネルギー（太陽光等）発電設備との接続による充放電に使用すること。
- ・国の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業」の対象として一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://zehweb.jp/registration/battery/>）

（3）太陽光発電設備

太陽の光を受けることで電気を発電するパネルを、屋根などに設置し、発電する設備

<要件>

- ・自らが居住する住宅への設置であるもの。
- ・発電出力が1kW以上10kW未満のもの。
- ・発電される電力を優先的に自家消費すること。
- ・日本産業規格等に適合したもの。

※固定価格買取制度の適用有無は不問

4 補助対象設備及び補助金額

	補助対象設備	交付金額
1	(1) 太陽光発電連携型給湯機 (2) 燃料電池コージェネレーション	50,000円
2	定置用蓄電池設備	蓄電容量1kWhあたり10,000円 (上限50,000円)
3	太陽光発電設備	30,000円

※過去に本補助金の交付を受けた設備を再度申請することはできません。

※定置用蓄電池設備の蓄電容量は、小数点第二位以下を切捨てて計算してください。

(例) 蓄電容量 3.24 k W h の定置用蓄電池設備を設置する場合

補助金額 = 3.2 k W h (小数点第二位切捨て) × 10,000 円 = 32,000 円

5 手続きの流れ

	申請者	前橋市
1	申請期間内に申請書類を提出 (窓口、郵送、メール) ※申請に必要な書類は「6 申請に必要なもの」 をご確認ください。	受付・審査
2	「交付決定通知書兼確定通知書」到着	受理した日から 2週間以内 に交付決定及び確定
3	「請求書」を提出 ※請求書については「7 請求に必要なもの」 をご確認ください。	受理
4	補助金の受け取り	受理した日から 1か月以内 に補助金の支払

6 申請に必要なもの

	提出書類	備 考
1	交付申請書兼実績報告書兼誓約書 (様式第 1 号)	記入例を参考にしてください。
2	補助事業内容説明書 (様式第 2 号)	記入例を参考にしてください。
3	製品仕様書	性能基準 (定置型蓄電池設備の場合は蓄電容量等) が確認できるもの ※仕様、規格等がわかるカタログや HP を印刷したもの等
4	補助対象設備の支払を証明する書類の写し (領収書等)	申請者氏名及び設備の名称等が明記されていて購入先がわかるもの
5	補助対象設備の設置を証明する書類の写し (保証書等)	設備の型番、製造番号、保証期間、引渡日、申請者氏名、住所等が明記されているもの
6	設置の完了を証明する写真 (カラー)	申請する全ての設備の写真が必要です。
7	完納証明書 (前橋市の市税に未納額のない証明) ※発行から 3 か月以内のもの	市税証明発行窓口において請求してください。 ※市県民税の納税証明書などではありませんので注意してください。
8	再エネ発電設備が設置してあることがわかる書類	太陽光連携型給湯機、または定置用蓄電池の申請をする場合にのみ、提出 【例】 ・接続契約のご案内や購入電力量のお知らせなど (発電設備

		の所有者、設置場所、発電容量等の記載があるもの) ・上記の書類がない場合には、再エネ発電設備の設置が確認できるカラー写真を提出してください。
9	その他市長が必要と認める書類	

7 請求に必要なもの

	提出書類	備 考
1	補助金交付請求書 (様式第5号)	記入例を参考にしてください。

8 補助金の交付決定がされても交付取消となる場合

- ・偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- ・要項、交付決定の内容等の条件に違反したとき。

9 その他注意事項

- ・全ての書類に記載されている氏名及び住所は、全て同一を原則とします。
ただし、再エネ発電設備の設置が確認できる書類については、住所が同一であれば補助金を受けることができます。

令和8年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助事業の手引き

1 受付期間

令和8年6月1日（月）～令和9年3月20日（金）（消印有効）

補助対象となる設備を新規に設置した後、申請書等を提出してください。

※予算額に達した時点で受付を終了します。

（予算額及び申請状況等は、前橋市のホームページでご確認ください。）

2 補助対象者

次の全ての要件を満たす個人

- (1) 自ら居住し、住民登録がなされている前橋市内の住宅（事業兼用住宅を含む。）において、令和8年4月1日（水）～令和9年3月20日（金）の間に、補助対象となる設備を新規に購入・設置し、受付期間内に申請書類を提出することができること。
※保証書記載の引き渡し日が令和8年4月1日以降であれば対象となります。
※中古品や転売品の設置、設備の更新や増設については、補助対象外です。
※賃貸住宅（アパート等）に設置した場合、別荘等の継続的に使用すると認められない建物に設置した場合については、補助対象外です。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 市内事業者（前橋市内に本店・支店・営業所等を有する者）が、対象設備の購入、又は設置工事の相手方であること。

3 補助対象設備の概要及び補助要件

(1) 給湯機

①太陽光発電連携型給湯機

「おひさまエコキュート」「太陽光発電（PV）活用モード搭載の ECO ONE」等の、太陽光発電設備を利用してお湯を沸かす機能を有する給湯機

<要件>

- ・太陽光発電設備と接続していること。
- ・原則として、太陽光発電設備からの発電電力を使用すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/ecocute.html>
<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/hybrid.html>）

※「おひさまエコキュート」は、関西電力株式会社の登録商標です。

※「ECO ONE」は、リンナイ株式会社の登録商標です。

②家庭用燃料電池コージェネレーション（通称：エネファーム）

都市ガスやLPガスを利用して発電し、その排熱を利用してお湯を沸かし貯湯するシステム

<要件>

- ・当該設備で発電した電気については、優先的に自家消費すること。
- ・国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/materials/enefarm.html>）

※「エネファーム」は、東京ガス株式会社、大阪ガス株式会社、ENEOS株式会社の登録商標です。

（2）定置用蓄電池設備

正極と負極の間をリチウムイオンが移動することで充電や放電を行う二次電池

<要件>

- ・自ら設置する再生可能エネルギー（太陽光等）発電設備との接続による充放電に使用すること。
- ・国の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業」の対象として一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた製品であること。

（参照ページ：<https://zehweb.jp/registration/battery/>）

（3）太陽光発電設備

太陽の光を受けることで電気を発電するパネルを、屋根などに設置し、発電する設備

<要件>

- ・自らが居住する住宅への設置であるもの。
- ・発電出力が1kW以上10kW未満のもの。
- ・発電される電力を優先的に自家消費すること。
- ・日本産業規格等に適合したもの。

※固定価格買取制度の適用有無は不問

4 補助対象設備及び補助金額

	補助対象設備	交付金額
1	(1) 太陽光発電連携型給湯機 (2) 燃料電池コージェネレーション	50,000円
2	定置用蓄電池設備	蓄電容量1kWhあたり10,000円 (上限50,000円)
3	太陽光発電設備	30,000円

※過去に本補助金の交付を受けた設備を再度申請することはできません。

※定置用蓄電池設備の蓄電容量は、小数点第二位以下を切捨てて計算してください。

(例) 蓄電容量 3.24 kWh の定置用蓄電池設備を設置する場合

補助金額 = 3.2 kWh (小数点第二位切捨て) × 10,000 円 = 32,000 円

5 手続きの流れ

	申請者	前橋市
1	申請期間内に申請書類を提出 (窓口、郵送、メール) ※申請に必要な書類は「6 申請に必要なもの」 をご確認ください。	受付・審査
2	「交付決定通知書兼確定通知書」到着	受理した日から 2週間以内 に交付決定及び確定
3	「請求書」を提出 ※請求書については「7 請求に必要なもの」 をご確認ください。	受理
4	補助金の受け取り	受理した日から 1か月以内 に補助金の支払

6 申請に必要なもの

	提出書類	備 考
1	交付申請書兼実績報告書兼誓約書 (様式第1号)	記入例を参考にしてください。
2	補助事業内容説明書 (様式第2号)	記入例を参考にしてください。
3	製品仕様書	性能基準(定置型蓄電池設備の場合は蓄電容量等)が確認できるもの ※仕様、規格等がわかるカタログやHPを印刷したもの等
4	補助対象設備の支払を証明する書類の写し(領収書等)	申請者氏名及び設備の名称等が明記されていて購入先がわかるもの
5	補助対象設備の設置を証明する書類の写し(保証書等)	設備の型番、製造番号、保証期間、引渡日、申請者氏名、住所等が明記されているもの
6	設置の完了を証明する写真 (カラー)	申請する全ての設備の写真が必要です。
7	完納証明書(前橋市の市税に未納額のない証明) ※発行から3か月以内のもの	市税証明発行窓口において請求してください。 ※市県民税の納税証明書などではありませんので注意してください。
8	再生エネルギー発電設備が設置してあることがわかる書類	太陽光連携型給湯機、または定置用蓄電池の申請をする場合にのみ、提出 【例】 ・接続契約のご案内や購入電力量のお知らせなど(発電設備

		の所有者、設置場所、発電容量等の記載があるもの) ・上記の書類がない場合には、再エネ発電設備の設置が確認できるカラー写真を提出してください。
9	その他市長が必要と認める書類	

7 請求に必要なもの

	提出書類	備 考
1	補助金交付請求書 (様式第5号)	記入例を参考にしてください。

8 補助金の交付決定がされても交付取消となる場合

- ・偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- ・要項、交付決定の内容等の条件に違反したとき。

9 その他注意事項

- ・全ての書類に記載されている氏名及び住所は、全て同一を原則とします。
ただし、再エネ発電設備の設置が確認できる書類については、住所が同一であれば補助金を受けることができます。